

実績評価書

担当課 企業結合課

## 1. 評価対象施策

**迅速かつ実効性のある法運用**  
企業結合の審査（平成 20 年度）

### 【具体的内容】

企業結合（合併、分割、事業譲受け等及び株式所有）に係る届出や報告、事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い、競争を実質的に制限することとなる企業結合が行われる場合、これを防止する。また、企業結合審査の透明性を高めるため、主要な企業結合事例の公表等を行う。

（注） 会社法の施行（平成 18 年 5 月）により、独占禁止法上の「営業譲受け」は「事業譲受け」に名称が改正されたため、本評価書においては、それ以前の「営業譲受け」の届出等に関しても「事業譲受け」の用語を用いている。

## 2. 施策の目標（目標達成時期）

企業結合に対して迅速（第 1 次審査については 30 日以内、第 2 次審査については 90 日以内）かつ的確な審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。（各年度）

（注） 「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」が平成 19 年 3 月に改正され、「書面審査」が「第 1 次審査」に、「詳細審査」が「第 2 次審査」に名称変更されたため、本評価書においては、改正前の事前相談における「書面調査」及び「詳細審査」についても「第 1 次審査」及び「第 2 次審査」の用語を用いている。

## 3. 評価の実施時期

平成 21 年 4 月～ 6 月

## 4. 評価の観点

- (1) 企業結合審査は、複数の企業の結合関係が形成・維持・強化されることによる弊害に対応しているか（必要性）。
- (2) 企業結合審査は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であつ

たか（有効性）。

(3) 企業結合審査は、効率的に行われたか（効率性）。

## 5. 政策効果の把握の手法

届出・報告等の処理件数

事前相談事案の処理に要した日数

企業結合事案の処理によって保護された消費者利益

公表事例の件数・内容

## 6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成20年度における主要な企業結合事例について」（平成21年6月9日公表）等

## 7. 施策の実施状況及びその効果

(1) 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に基づく企業結合審査  
公正取引委員会は、平成16年5月、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（以下「企業結合ガイドライン」という。）を公表し、企業結合審査の対象となる企業結合の種類の限定、一定の取引分野を画定するに当たっての判断基準の明確化、競争を実質的に制限することとなるか否かについての分析の枠組及び判断要素の明確化・精緻化等を図っており、企業結合ガイドラインに基づき、企業結合審査を行っている（平成21年1月に一部改定）。

(2) 合併、分割及び事業譲受け等の届出受理件数並びに株式所有報告書の提出件数

平成20年度の合併、分割、事業譲受け等の届出受理件数は、合併69件（対前年度比9%減）、分割21件（対前年度比36%減）、事業譲受け等89件（対前年度比28%減）であり、また、株式所有報告書提出件数は829件（対前年度比21%減）である。これらを合計した総件数は1,008件（対前年度比22%減）であった。

（注）届出・報告は、いずれも一定規模を超える会社について義務付けられている（例えば、国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社が含まれている場合）。

表 1 合併、分割及び事業譲受け等の届出受理件数並びに株式所有報告書の提出件数

(単位：件)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
合併届出件数	70 (▲32.0%)	88 ( 25.7%)	74 (▲15.9%)	76 ( 2.7%)	69 (▲ 9.2%)
分割届出件数	23 ( 9.5%)	17 (▲26.1%)	19 ( 11.8%)	33 ( 73.7%)	21 (▲36.4%)
事業譲受け等届出件数	166 (▲ 5.1%)	141 (▲15.1%)	136 (▲ 3.5%)	123 (▲ 9.6%)	89 (▲27.6%)
株式所有報告書提出件数	778 (▲18.9%)	825 ( 6.0%)	960 ( 16.4%)	1,052 ( 9.6%)	829 (▲21.2%)
合計	1,037 (▲17.6%)	1,071 ( 3.3%)	1,189 ( 11.0%)	1,284 ( 8.0%)	1,008 (▲21.5%)

(注) ( ) 内は対前年度増加率 (%) である。

### (3) 届出書受理後の法定手続に基づく審査

公正取引委員会は、独占禁止法第15条第6項（第15条の2第7項及び第16条第6項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、合併等に関し、必要な措置を命ずるために、独占禁止法第49条第5項の規定による通知を行う場合には、合併等の待機期間である30日の期間（必要な報告、情報又は資料の提出（報告等）を求めた場合には、届出受理の日から120日を経過した日とすべての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間）内にこれをしなければならない。

平成20年度に届出を受理した事案については、すべてこの30日の待機期間内に独占禁止法上の問題はなかったとして審査を終了しており、報告等の要請は行っていない。

### (4) 事前相談事案の処理

#### ア 「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」

公正取引委員会は、平成14年12月、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」（以下「事前相談対応方針」という。）を公表し、同方針に基づき迅速かつ透明な事前相談への対応に努めている（平成19年3月に一部改定）。

#### イ 事前相談対応方針に基づく事前相談

重要な企業結合事案の多くについては、当事会社からの申出により、法定の届出等を行う前に事前相談が行われており、公正取引委員会では、

平成 20 年度においては、22 件の事前相談に対応した（第 1 次審査及び第 2 次審査合計。審査の途中で事前相談の申出が取り下げられたものを除く。）。

平成 20 年度に回答した事前相談事案のうち、第 1 次審査事案の処理に要した日数（第 1 次審査開始日から当事会社に回答するまでの期間で休日を含む。）は表 2 のとおりであり、平均処理日数は 20.6 日と、前年度並の日数を維持している（当事会社からの追加資料の提出等の申出により回答期限を延長した事案は、表 2 には含まれていない。）。

また、第 2 次審査事案の処理に要した日数（第 2 次審査開始日から当事会社に回答するまでの期間で休日を含む。）は表 3 のとおりであり、平成 20 年度は、対象となる事案はなかった。

表 2 事前相談事案の処理に要した日数ごとの件数（第 1 次審査）（単位：件）

年度 \ 事案処理日数	1～20日	21～30日	31～50日	51日～	合計件数	平均処理日数（日）
平成14年度	11	15	0	0	26	19.3
平成15年度	34	28	1	0	63	18.6
平成16年度	17	30	0	0	47	22.3
平成17年度	17	27	0	0	44	21.7
平成18年度	18	20	0	0	38	19.7
平成19年度	15	24	0	0	39	20.8
平成20年度	10	12	0	0	22	20.6

- （注） 1 平成 14 年度については、事前相談に対する対応方針公表後に第 1 次審査を開始した事案。  
 2 当事会社からの追加資料の提出等の申出により回答期限を延長した事案は含んでいない。  
 3 事前相談が途中で取り下げられた事案は含んでいない。

表 3 事前相談事案の処理に要した日数ごとの件数（第 2 次審査）（単位：件）

年度 \ 事案処理日数	1～50日	51～70日	71～90日	91日～	合計件数	平均処理日数（日）
平成14年度	—	—	—	—	—	—
平成15年度	0	1	2	0	3	75.7
平成16年度	0	0	3	0	3	88.3
平成17年度	0	0	1	0	1	90.0
平成18年度	2	0	1	0	3	45.7
平成19年度	0	0	0	0	0	—
平成20年度	0	0	0	0	0	—

- (注) 1 平成14年度については、事前相談に対する対応方針公表後に第2次審査を開始した事案はない。
- 2 第2次審査に至るまでの第1次審査の期間は含んでいない。
- 3 当事会社からの追加資料の提出等の申出により回答期限を延長した事案は含んでいない。

ウ 「企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について」の運用公正取引委員会は、「企業・産業再生に関する基本指針」(平成14年12月19日 産業再生・雇用対策戦略本部決定)に基づき、産業活力再生特別措置法の政策支援対象となる事案について、企業結合審査の一層の迅速化を図る観点から、企業結合審査の運用指針の策定作業を行い、平成15年4月、「企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について」を公表した(平成21年1月に一部改定。)

同運用指針は、産業再生関連事案について、市場シェア等に応じて迅速審査の対象となる事案を3つに類型化し、迅速審査タイプのいずれかに該当する産業再生関連事案については、通常30日以内で行うこととしている第1次審査を原則として15日以内で行うことを示している。

平成20年度においては、産業再生関連事案として審査を行った事案はなかった。

なお、産業再生事案として審査を行った事案は、平成15年度においては2件、平成16年度においては5件あったが、平成17年度以降はない。

#### (5) 主要な企業結合事例の公表内容の充実

企業結合審査の透明性を確保し、事業者の予見可能性を高め、それによって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する観点から、公正取引委員会は、届出等を受理した事案及び事前相談を受けた事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、その審査の内容を公表している。

特に、平成14年12月の事前相談対応方針の公表後は、同方針に従い、個別の事例における企業結合の審査結果を公表するに当たって、審査において考慮した事項を記載するだけでなく、それらが具体的にどのように競争に影響を及ぼすかまで記載するなど、その理由を含めより詳細に記述し、公表内容の充実を図っている。

また、事業者の側において、自らの企業結合計画が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないかについて事前に判断するため、企業結合ガイドラインに基づいて行われる公正取引委員会の審査の具体的な内容を知りたいとのニーズが高まっていることから、「一定の取引分

野」や「審査において考慮した事項」に係る記載を充実することにより、企業結合審査における事業者の予見可能性がより一層高まるよう努めている。

主要な企業結合事例の公表文の頁数の推移を見ると、表4のとおりである。公表内容の充実を図ることとした事前相談対応方針の公表前の平成13年度においては、公表事例の頁数が1～3頁のものが大半であり、総頁数46頁、1件当たりの頁数が平均で3.3頁に過ぎなかったが、同方針の公表後平成14年度から平成20年度においては、公表事例の総頁数が平均で74頁、1件当たりの頁数が平均で6.7頁となっており、公表内容の充実が図られている。平成20年度の公表件数は平成19年度より4件少なかったものの、1件当たりの頁数が平均で9.4頁と例年を大きく上回る水準となっている。

表4 公表事例の頁数別の件数

(単位：件)

年度 \ 頁数	1～3頁	4～6頁	7～10頁	11頁～	合計件数	平均頁数 (頁)	総頁数 (頁)
平成13年度	10	3	0	1	14	3.3(100)	46(100)
平成14年度	8	2	0	3	13	6.0(182)	78(170)
平成15年度	4	3	3	1	11	5.7(173)	63(137)
平成16年度	2	3	6	1	12	7.0(212)	84(183)
平成17年度	1	8	3	1	13	6.1(185)	79(172)
平成18年度	1	4	7	0	12	6.6(200)	79(172)
平成19年度	1	6	3	1	11	6.4(194)	70(152)
平成20年度	1	3	2	1	7	9.4(285)	66(143)

(注) 平均頁数及び総頁数の( )内の数値は、平成13年度を100とした場合の平均頁数及び総頁数の指数である。

なお、公表事例がどの程度利用されているかとの観点から、公正取引委員会のホームページに掲載されている公表事例へのアクセス件数を調査したところ、平成20年度においては13,356件との結果であった。

## 8. 評価

### (1) 必要性

複数の企業が、企業結合により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係(結合関係)が形成・維持・強化されることにより、市場構造が非競争的に変化する場合、価格の高止まりなど市場における競争に弊害をもたらすことから、独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止している。企業結合審査は、この

ような独占禁止法の規定に基づき行われるものであり、公正かつ自由な競争の促進に必要不可欠である。

また、企業結合審査については、近年、以下のとおり国内外からその質の向上の重要性等が指摘されているところである。

- 規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定・平成20年3月25日改定閣議決定・平成21年3月31日改定閣議決定）

「審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかったもののうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。」

- OECD競争委員会「合併審査に関する理事会勧告」（平成17年3月23日）

#### C. 競争当局のリソース及び権限

「加盟国は、競争当局が効率的かつ効果的な合併審査を実施し、複数国にまたがる合併の審査において他の競争当局と効果的に協力・調整を行うための十分な権限を有することを確保すべきである。加盟国は、競争当局がこれらの業務を遂行するために十分なリソースを必要とすることを認識すべきである。」

- 経済成長戦略大綱・工程表（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議・平成20年6月27日改定）

- ・ 新短期（～2008年度）

「審査結果の評価分析・公表や経済学的な分析手法の審査への活用など透明性の高い企業結合審査を実現する。」

- ・ 長期（～2015年度）

「経済実態の変化を踏まえて企業結合規制を不断に見直し、企業の組織再編に当たっての予見可能性並びに手続の透明性及び迅速性を確保する。」

公正取引委員会では、企業結合審査の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性を更に高めていくために、平成21年1月に企業結合ガイドラインの一部改定を行い、一定の取引分野を画定するに当たっての判断基準の明確化、競争を実質的に制限することとなるか否かについての分析の枠組の明確化・精緻化等を図っている。また、実際の企業結合審査においても、

同指針に基づき迅速かつ的確に対処するとともに、審査の結果については、できるだけ多くの事案について、その理由を含め公表するなど、内容を一層充実させてきている。

近時、国際的な企業結合事案や経済分析を必要とする事案等が増加しており、今後もこの傾向は継続すると考えられるところ、今後とも、国際的な事案については必要に応じ海外の競争当局と連携をとるとともに、経済分析を必要とする事案についてはそれを積極的に活用するなど、的確な企業結合審査に努めていく必要がある。また、企業結合審査の公表内容の充実を図るなど、引き続き、企業結合審査の透明性や事業者の予見可能性を高めていく必要がある。

## (2) 有効性

### ア 企業結合事案の迅速かつ的確な審査

#### (7) 届出書受理後の法定手続に基づく審査状況

平成20年度に届出を受理した事案については、すべて法定の待機期間である30日以内に審査を終了している。

#### (4) 事前相談事案の処理

事前相談手続における第1次審査及び第2次審査の処理に要した日数を検証すると、第1次審査については、表2に記載のとおり、すべての事前相談に対して、期間内（30日以内）に審査を終え、当事会社に対し回答を行っている。

また、第2次審査については、表3に記載のとおり、平成20年度は、対象となる事案がなかった。

#### (5) 企業結合事案の処理によって保護された消費者利益

平成20年度に公正取引委員会において審査を行い、当事会社に対し独占禁止法上の問題点を指摘し、当該問題点を解消する措置が講じられた事案について、問題となった一定の取引分野における製品又は役務に係る市場規模の合計は約370億円であった。当該市場において、仮に問題点を解消する措置が講じられなければ、10%の価格引上げが行われることとなったと仮定すると（注）、企業結合審査によって少なくとも当該一定の取引分野における市場規模の10%である約37億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できる。

表5 企業結合審査によって保護された消費者利益

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保護された消費者利益	約82億円	約50億円	約37億円
測定対象とした事案数	1	5	1

(注) 欧州委員会においても同様に、10%分の価格引き上げが行われると仮定して企業結合審査によって将来保護される顧客の利益（future customer savings）を推定している。

なお、企業結合ガイドラインにおいて、一定の取引分野は、企業結合により競争が制限されることとなるか否かを判断するための範囲を示すものであり、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から判断され、需要者にとっての代替性をみるに当たっては、ある地域において、ある事業者が、ある商品を独占して供給しているという仮定の下で、当該独占事業者が、利潤最大化を図る目的で、小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引き上げをした場合に、他の商品又は地域への振替の程度が小さいために、当該独占事業者が価格引き上げにより利潤を拡大できるような場合には、その範囲をもって、当該企業結合によって競争上何らかの影響が及び得る範囲とされているところ、「小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引き上げ」とは、通常、5～10%程度の引き上げの幅であり、1年程度の期間を目安とするとされている。

#### (イ) 専門的知識を有する職員の活用

公正取引委員会では、法律・経済に関する専門的知識・経験を有する職員を企業結合審査部門に配置し、より精緻な企業結合審査の実施に取り組んでおり、従前から、より客観的かつ理論的な分析を行う観点から、民間出身のエコノミスト（注）を企業結合審査部門に配置している。当該エコノミストは、個々の事案において経済分析を担当したり、経済学的観点から意見を述べるなど、その知見を活用して企業結合審査の質の向上に寄与している。

また、より理論的かつ説得的な独占禁止法上の評価を行うため、法曹資格者も企業結合審査部門に配置しており、当該法曹資格者は、法律的観点からの意見を述べるなど、その知見を活用して企業結合審査の質の向上に寄与している。

公正取引委員会では、こうした専門的知識・経験を有する職員を大型・重要事案に重点的に配置するなど、より一層効率的かつ効果的な企業結合審査体制の構築を行っている。

（注） 経済学及び経済分析に関する専門的知識・経験を有する者をいう。

#### (ロ) 海外の競争当局との連携

国際的な企業結合事案について、国内外の市場に影響を与えるような場合には、世界各国の競争当局が同時に審査を行うこととなる

ところ、公正取引委員会では、こうした事案について海外の競争当局と連携を取りつつ企業結合審査を実施している。

最近では、平成20年度に「ビーエイチピー・ブリトン・リミテッドらに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」（平成20年12月3日公表・打切り）の事案（以下「BHPブリトンによるリオ・ティントの株式取得」という。）について、公正取引委員会では、円滑かつ的確に企業結合審査を進めるために、欧州委員会をはじめとする海外の競争当局との間で密接な情報交換を行ったところであり、同事案以外にも複数の個別具体的審査事案について欧州委員会等との間で必要な情報交換等を行っている。

また、こうした海外の競争当局との連携が必要な事案については経済分析等の専門的知識・経験を活用する必要のある大型・重要事案が多く、前記(ウ)の専門的知識・経験を有する職員を含め重点的に人員を配置することにより、より一層効率的かつ効果的な企業結合審査の実施に努めている。

- (カ) 「BHPブリトンによるリオ・ティントの株式取得」について  
前記(オ)で例として挙げた「BHPブリトンによるリオ・ティントの株式取得」は、当事会社の株式取得計画の撤回により最終的には審査打切りとなったものの、外国企業同士の企業結合事案に係る初の正式審査事案として、同審査の過程において領事送達及び公示送達の手段を通じて報告命令の発出を行い当事会社から回答を得るなど、独占禁止法上、外国企業に対して採り得るすべての手段を用いて審査を行った点で大きな意義のある事案であった。  
同事案の審査経験は、職員の審査能力及び審査手法の向上に大きく資するものであり、今後、公正取引委員会が日本の国内市場に大きな影響を与える同様の国際的な企業結合事案に積極的に取り組んでいく上でも肯定的な影響を与えるものであったと評価できる。

(キ) まとめ

このように、公正取引委員会は、平成20年度の企業結合審査において、定められた期間内に届出等に基づく審査や事前相談の処理を行うなど迅速な審査を行うとともに、少なくとも約37億円に相当する消費者利益の保護を実現するなど効果的な審査を行っている。

経済のグローバル化が進展する中で、必要な人材を必要な事案に

適切に配置することで企業結合審査の質の向上を図るなど、迅速かつ的確に審査が行われており、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止が有効に行われていると評価することができる。また、迅速で国際的に整合性のとれた審査を求めている事業者からの要請にも沿うものであると評価できる。

平成20年度に審査を行った「BHPビリトンによるリオ・ティントの株式取得」のように、今後増加すると見込まれる国際的な企業結合事案などに対して、引き続き、迅速かつ的確な企業結合審査が行えるよう、過去の企業結合事案の事後的検証を行うことにより企業結合審査の精緻化に努めるほか、内部研修やマニュアルの充実による企業結合審査の担当職員の審査能力の一層の向上を図るために、適切な人員を確保していく必要がある。

#### イ 公表内容の充実

公表事例については、特定の業種に偏ることなく様々な業種の事例を公表し、また、問題解消措置を講じることとした事案や当事会社の結合関係の有無に着目した事案など多様な種類の事案を公表するとともに、審査において考慮した事項が具体的にどのように競争に影響を及ぼすかについての記載、一定の取引分野に係る記載の充実などを行っているところであり、公正取引委員会のホームページへのアクセス件数が示すように公表事例は実際にも広く利用されている。

このように、企業結合審査における一定の取引分野の画定方法、当該企業結合計画に対する独占禁止法上の考え方等、事業者の予見可能性を高める上で有効な情報を積極的に提供していることは、公表事例が広く利用されていることともあいまって、一定の評価ができる。

なお、平成20年度においては、公表事例をはじめとした、企業結合を計画する事業者にとっての有効な情報がより一層利用されるよう、情報の一覧性を高めるためのレイアウト変更を行うなどホームページ（企業結合部分）の改訂を行った。

### (3) 効率性

#### ア 届出書受理後の法定手続に基づく審査状況

前記7(3)に記載のとおり、届出書の提出による法定手続に基づく企業結合審査については、定められた期間内に迅速に処理されているものと評価することができ、効率性の観点からも評価できる。

イ 事前相談手続における第1次審査及び第2次審査の処理日数  
第1次審査事案の処理については、前記7(4)イに記載のとおり、平成20年度において、すべて期間内に終了しており、効率性の観点からも評価できる。

ウ 企業結合事案の処理によって保護された消費者利益  
企業結合審査に要した費用（人件費及び事務費の予算額合計）は約3.3億円であるところ、約37億円の消費者利益の保護を達成しており、効率性の観点からも評価できる。

#### (4) 反映の方向性

企業結合審査事案の公表内容の充実、事業者の予見可能性、企業結合審査の透明性の向上に資することから、今後も継続して行うことが必要である。

また、国際的企業結合事案のうち、海外の競争当局との連携が必要な事案についても、引き続き適切に対応していく必要があるところ、経済分析等の専門知識を有するエコノミスト及び法曹資格者を企業結合課に配置するとともに、海外の競争当局との連携が必要な事案を含む大型・重要事案に重点的に人員を配置しているところである。公正取引委員会は、今後も引き続き、海外の競争当局との連携が必要な国際的な企業結合事案等に対応できるような企業結合審査部門の体制の整備を図る必要がある。

さらに、昨年度からの課題となっていた内部研修やマニュアルの充実による企業結合審査の担当職員の審査能力の一層の向上を図るための体制の強化についても、引き続き進めていくことが必要である。

#### (5) 総合的評価

公正取引委員会による企業結合審査は、迅速かつ的確な審査を通じて、公正かつ自由な競争を維持・促進するために有効であり、効率的に行われたものと評価できる。

## 9. 政策評価委員会における指摘

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 事例集については、公表内容を充実させるために、事業者のニーズに、どのように対応したかが分かるように具体的に記載すべきである。(意見を踏まえて修正を行った。)	田辺委員
○ 企業結合事案の処理によって保護された消費者利益を推計するという試みは評価できるが、市場によって、その影響は異なることを考える必要があるのではないか。	田辺委員
○ 推計した消費者利益は、最低限発生するものであることが明確になるように記載できないか。(意見を踏まえて修正を行った。)	東條委員
○ 消費者利益を推計することは賛成であるが、そのために要した経費と比べて何倍の消費者利益があるとの分析を行う必要があるかは疑問である。(意見を踏まえて修正を行った。)	田中委員

## 実績評価書

担当課 管理企画課

## 1. 評価対象施策

## 迅速かつ実効性のある法運用

独占禁止法違反行為に対する措置（平成 20 年度）

## 【具体的内容】

独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反行為が認められた場合には，排除措置命令を行うほか，警告等の必要な措置を講ずる。

## 2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速（酒類，石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について 2 か月を目標）に対処し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。（各年度）

## 3. 評価の実施時期

平成 21 年 4 月～6 月

## 4. 評価の観点

- (1) 事件処理は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要であったか（必要性）。
- (2) 事件処理は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。
- (3) 事件処理は，効率的に行われたか（効率性）。

## 5. 政策効果の把握の手法

法的措置等を行った違反事件の内容

違反事件の処理件数

課徴金納付命令額

違反事件の処理期間

違反事件の処理によって保護された消費者利益 等

## 6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成20年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」(平成21年6月3日公表)  
等

## 7. 施策の実施状況及びその効果

### (1) 事件処理の概況

独占禁止法違反事件の処理状況の推移は表1から表4までのとおりである。

表1 事件処理件数(小売業に係る不当廉売申告及び不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。) (単位: 件, 名)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
申告件数	944	900(▲4.7%)	1,657( 84.1%)	2,460( 48.5%)	3,685( 49.8%)
事件処理件数	120	89(▲25.8%)	131( 47.2%)	142( 8.4%)	123(▲13.4%)
法的措置	35	19(▲45.7%)	13(▲31.6%)	24( 84.6%)	17(▲29.2%)
警告	9	7(▲22.2%)	9( 28.6%)	10( 11.1%)	4(▲60.0%)
注意	60	47(▲21.7%)	74( 57.4%)	88( 18.9%)	87(▲1.1%)
打ち切り	16	16( 0.0%)	35( 218.8%)	20(▲42.9%)	15(▲25.0%)
対象事業者等の数	481	509( 5.8%)	82(▲83.9%)	203( 247.6%)	53(▲73.9%)
法的措置	472	492( 4.2%)	73(▲85.2%)	193( 264.4%)	49(▲74.6%)
警告	9	17( 88.9%)	9(▲47.1%)	10( 11.1%)	4(▲60.0%)

(注) 1 法的措置、警告及び注意という措置を採らずに、調査を打ち切る場合(以下「打ち切り」という。)もあり、措置と打ち切りを併せて、本評価書において「事件処理」と称している。

2 ( )内は対前年度増加率(%)である。

3 「法的措置」とは、勧告及び排除措置命令並びに勧告又は排除措置命令を行っていない課徴金納付命令である。

4 同一の行為に対して複数の申告が寄せられることがある。

表2 事件処理の違反被疑行為類型別内訳(不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。)  
(単位: 件)

内容	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
私 的 独 占	5	4.2%	0	0.0%	2	1.5%	4	2.8%	1	0.1%	
カ ル テ ル 等	価格カルテル(注1)	5	4.2%	6	6.7%	30	22.9%	20	14.1%	32	26.0%
	入札談合	22	18.3%	19	21.3%	6	4.6%	16	11.3%	5	4.1%
	その他のカルテル(注2)	1	0.8%	0	0.0%	2	1.5%	0	0.0%	1	0.1%
	小 計	28	23.3%	25	28.1%	38	29.0%	36	25.4%	38	30.9%
不公正な取引方法(注3)	76	63.3%	48	53.9%	77	58.8%	82	57.7%	72	58.5%	
そ の 他(注4)	11	9.2%	16	18.0%	14	10.7%	20	14.1%	12	9.8%	
合 計	120	100%	89	100%	131	100%	142	100%	123	100%	

- (注) 1 価格カルテルとその他のカルテルが双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。  
 2 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。  
 3 第8条第1項第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。  
 4 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

表3 法的措置の違反行為類型別内訳  
(単位: 件)

内容	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
私 的 独 占	2	5.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.9%	
カ ル テ ル 等	価格カルテル(注1)	2	5.7%	4	21.1%	3	23.1%	6	25.0%	8	47.1%
	入札談合	22	62.9%	13	68.4%	6	46.2%	14	58.3%	2	11.8%
	その他のカルテル(注2)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.9%
	小 計	24	68.6%	17	89.5%	9	69.2%	20	83.3%	11	64.7%
不公正な取引方法(注3)	8	22.9%	2	10.5%	4	30.8%	3	12.5%	5	29.4%	
そ の 他(注4)	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.2%	0	0.0%	
合 計	35	100.0%	19	100.0%	13	100.0%	24	100.0%	17	100.0%	

- (注) 1 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。  
 2 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。  
 3 第8条第1項第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。  
 4 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

小売業に係る不当廉売事件については、規制改革が進展している中で、独占禁止法違反行為の未然防止を図る観点から、平成12年から同13年にかけて酒類とガソリンについて、また、平成18年6月に家庭用電気製品について、それぞれの取引実態を踏まえた不当廉売等の規制に係る考え方を公表し、当該事案の内容を踏まえた迅速な処理を行うとともに、競争事業者への影響が大きな事案等については、排除措置を視野に入れた事件

審査を行っていく方針である。

平成20年度においては、迅速処理により、3,654件（前年度比117.6%増）の注意を行った。

表4 小売業に係る不当廉売申告件数及び不当廉売事件の迅速処理（注意）の状況  
（単位：件）

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
小売業に係る不当廉売申告件数	1,663	1,834 (10.3%)	3,593 (95.9%)	4,885 (36.0%)	9,668 (97.9%)
不当廉売事件における注意件数 （迅速処理によるもの）	627	607 (▲3.2%)	1,031 (69.9%)	1,679 (62.9%)	3,654 (117.6%)

（注）1 （ ）内は対前年度増加率（%）である。

2 同一の行為に対して複数の申告が寄せられることがある。

## (2) 課徴金納付命令

課徴金納付命令の推移は表5のとおりである。

表5 課徴金納付命令の推移  
（単位：百万円、件、万円）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
納付命令総額 （百万円）	11,150	18,870	9,263	11,296	27,036
課徴金納付命令件数 （件）	219	399	158	162	87
1件当たりの納付命令額 （万円）	5,091	4,729	5,863	6,973	31,076

（注）旧法に基づく課徴金の納付を命じる審決を含み、旧法に基づき審判手続に移行したものを除く。

## (3) 刑事告発

平成20年度においては、溶融亜鉛めっき鋼板製造販売業者に係る価格カルテル事件について、不特定多数の需要者向け溶融55パーセントアルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯（塗装品種及び非塗装品種の双方）の製造販売等の事業を営む事業者3社及び被告発会社等4社の各従業者として本件商品の販売に関する業務に従事していた者計6名を、検事総長に告発した。

表6 刑事告発件数  
（単位：件、名）

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
告発	告発件数	0	2	2	1	1
	対象事業者数	0	32 (47)	16 (32)	4 (11)	3 (9)

（注）対象事業者数欄の（ ）内は個人を含めた対象者数である。

#### (4) 申告及び課徴金減免申請

平成20年度に公正取引委員会に寄せられた申告の件数（小売業に係る不当廉売の事案を除く。）は3,685件であり、前年度に比して約50パーセントの増加となっている。近年、事業者による独占禁止法の理解が進む一方で、違反に係る情報の隠匿が巧妙化しており、違反行為の発見や違反事実の解明が困難になってきている。寄せられた申告は情報として整理、蓄積し、その中から有益な情報を選別し、追加的に必要な補足調査を行うなど適切な端緒処理を行い審査事件に繋げている。

また、平成18年1月から施行されている課徴金減免制度について、平成20年度における課徴金減免申請の件数は85件であり、制度導入以来、最高となっている。平成20年度に排除措置命令等を行った事件のうち、課徴金納付命令の対象となり得るカルテル・入札談合事件は11件であったところ、8事件について当該制度が適用されたことが明らかにされている。

表7 課徴金減免制度の申請件数及び適用事件数の推移（単位：件）

	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
申請件数	26	79	74	85	264
課徴金の対象となり得たカルテル等の事件数	17	9	20	11	57
課徴金減免制度が適用された事件数	0	6	16	8	30

（注）平成17年度は平成18年1月8日から平成19年3月末日までの件数である。

#### (5) 入札談合等関与行為防止法の適用

公正取引委員会は、入札談合事件についての調査の結果、発注機関の職員等による入札談合等関与行為があると認められるときには、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、当該発注機関の長等に対して改善措置を講ずべきことを求めることができる。なお、平成18年12月の改正により、入札談合等関与行為の範囲及び適用対象となる発注機関の範囲が拡大されたほか、発注機関職員に対する刑罰規定が創設され、平成19年3月より施行されている。

平成20年度においては、札幌市が発注する下水処理施設に係る電気設備工事に係る入札談合事件において、札幌市の職員が入札談合等関与行為を行っていた事実が認められたので、札幌市長に対して改善措置要求を行った。

## 8. 評価

### (1) 必要性

公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするためには、私的独占、不当な取引制限（カルテル・入札談合）、不公正な取引方法等を禁止している独占禁止法の厳正なる運用が必要不可欠である。

さらに、我が国においては、構造改革を実現するために競争政策の強力な実施が求められているところであり、特に、独占禁止法違反行為への厳正な対処が必要とされている。公正取引委員会においては、国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応するため、特に以下のような事案に積極的に取り組んだ。

#### ア カルテル・入札談合

カルテル・入札談合は、市場の競争機能を直接的に侵害し、国民生活に重大な影響を与えるものであり、厳正に対処する必要がある。

平成 20 年度においては、世界的な原油価格の高騰及びそれに伴う各種原材料価格の高騰という経済状況を踏まえ、価格カルテル事件に監視の力点を置いて審査を行い、鋼管杭及び鋼矢板の価格カルテル事件、液晶ディスプレイ製造業者による価格カルテル事件（注）、塩化ビニル管及び同継手の製造販売業者による価格カルテル事件（注）、国際航空貨物利用運送事業者による運賃・料金カルテル事件（注）など 8 件について、また、入札談合事件では、札幌市が発注する特定電気設備工事入札談合事件、国又は地方公共団体等が発注する大気常時監視自動計測器入札談合事件の 2 件について排除措置命令等を行ったほか、溶融亜鉛めっき鋼板製造販売業者に係る価格カルテル事件について刑事告発を行うなどインパクトのある事件について厳正に対処している。

（注）これらの排除措置命令については、関係事業者から審判請求が行われ、審判手続が開始されたものである。

#### イ 中小事業者に不当な不利益を与える不公正な取引方法

市場における競争秩序の確保を図る観点から、中小事業者等に不当な不利益をもたらす不公正な取引方法に対する厳正・迅速な処理に努めているところである。

平成 20 年度においては、大型家電量販店やスーパー等の大規模小売事業者による納入事業者に対する優越的地位の濫用事件などについて 5 件の排除措置命令を行ったほか、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業者等に対し、不当廉売につながるおそれがあるとして 3,654 件の注意を行った。また、国又は地方公共団体が発注する公共建設工事の低価格入札事件などについて 4 件の警告を行うなど、厳正かつ積極的に対処した。

#### ウ 競争者排除事件等

独占禁止法の目的たる公正かつ自由な競争の確保のためには、新規参入等の競争環境の確保が不可欠である。

平成 20 年度においては、音楽著作物の著作権に係る著作権等管理事業を営む社団法人日本音楽著作権協会が、放送事業者から包括徴収の方法により徴収する放送等使用料の算定において、放送等利用割合が当該放送等使用料に反映されないような方法を採用していることにより、他の管理事業者の事業活動を排除しているとして排除措置命令を行い、厳正に対処した。

（注）日本音楽著作権協会に対する排除措置命令については、同協会から審判請求が行われ、審判手続が

開始されたものである。

## (2) 有効性

### ア 法的措置等の状況

平成 20 年度の事件処理件数（不当廉売で迅速処理により注意したものを除く。）は 123 件（前年度比 13.4%減）であった。このうち、法的措置は 17 件（同 29.2%減）、警告は 4 件（同 60.0%減）、注意は 87 件（同 1.1%減）である。平成 20 年度の法的措置件数の内訳（表 3 参照）を見ると、私的独占事件が 1 件、カルテル事件が 9 件、入札談合事件が 2 件、不公正な取引方法に係る事件が 5 件と、多様な事件審査を行っている。

課徴金納付命令（表 5 参照）については、平成 20 年度において、平成 17 年の独占禁止法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 35 号。以下「平成 17 年独占禁止法改正法」という。）による改正前の独占禁止法又は平成 17 年独占禁止法改正法により改正された独占禁止法に基づき、延べ 59 名の事業者に対して、総額 261 億 7838 万円の課徴金納付命令を行った。また、前年度以前から平成 17 年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審判係属中となっている案件のうち、延べ 33 名の事業者に対して、課徴金の納付を命ずる審決（総額 12 億 2117 万円）を行った。他方、延べ 5 名から課徴金納付命令に対する審判請求があり、審判手続が開始された（これらの審判請求は、いずれも旧法に基づく課徴金納付命令に対するものであり、審判開始決定により、これらの課徴金納付命令は失効した。なお、失効した課徴金納付命令額の合計は、3 億 6313 万円である。）。この結果、平成 20 年度において審判開始決定により失効した分を除く課徴金額は、延べ 87 事業者に対して 270 億 3642 万円、事業者 1 社当たりの課徴金額としては 3 億 1076 万円であり、それぞれ過去最高額である。

また、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事案については、迅速に、すべての申告を対象に調査を行っており、その調査結果については、独占禁止法の規定に基づいて申告者に通知している。このような迅速な調査は周辺への波及効果の強い不当廉売に対して有効である。上記 3 品目を含む不当廉売事案については、前年度の 1,679 件から倍増して 3,654 件の注意を行っており、注意件数としては過去最高である。

### イ 社会的認知度

平成 20 年度に行った措置に係る日刊新聞の報道量を計測したところ、表 8 のとおり告発に関する報道が突出して多く、次いで法的措置となっており、公正取引委員会が独占禁止法違反行為に対して厳正に対処することによって独占禁止法違反事件の内容等が広く社会に認知されることとなった。このように独占禁止法違反事件が多く報道を通じ社会に認知されることにより、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与することが期待されることとあり、その効果は積極的に評価することができる。

表 8 日刊新聞の報道量

	平成 20 年度	
	日刊新聞の報道量	公表 1 件当たりの 平均報道量
告発	6,283 行	3,142 行
法的措置	9,804 行	654 行
警告	575 行	288 行
注意	439 行	439 行
打切	87 行	29 行

- (注) 1 当委員会が把握している日刊新聞報道量を行数換算で計測したものである。  
2 新聞の 1 段は約 70 行である。

#### ウ 法的措置によって保護された消費者利益

違反行為が排除されたことによって、消費者が価格引上げ等によって失われたであろう利益を享受できたと考えられる。このため、当該消費者利益の量について、平成 20 年度に公正取引委員会においてカルテル・入札談合について法的措置を採った各事案について、当該措置が採られなければ、問題となった一定の取引分野における製品又は役務について、10 パーセントの価格引上げが 5 年間継続して行われることとなったと仮定し、公正取引委員会が法的措置をとったことにより、少なくとも 4,079 億円に相当する消費者利益が保護されたと推定(注)できる。

- (注) 欧州委員会では違反行為の審査開始後 5 年間の市場規模に 10 パーセントを乗じたものを将来保護される顧客の利益 (future customer savings) としている。このため、公正取引委員会としても、同様に違反行為が行われた市場の市場規模を将来 5 年間にわたって現在割引価値 (割引率として「基準割引率及び基準貸付利率」を使用) に換算後、それぞれに 10 パーセントを乗じたものを合算したものを消費者利益として推定した。

なお、市場規模については、公正取引委員会が把握している限りの情報に基づいて算出している。

表 9 法的措置によって保護された消費者利益

	18 年度	19 年度	20 年度
保護された消費者利益	約 509 億円	約 754 億円	約 4,079 億円
測定対象とした措置件数	9 件	20 件	10 件

#### エ 有効性の評価

前記アのとおり、平成 20 年度においては、17 件の法的措置を採っているところ、様々な分野における多様な違反類型の事件、インパクトのある事件を処理したこと、納付を命じ確定した課徴金額について事業者 1 社当たりの課徴金額が過去最高額であること、また、不当廉売事案について迅速処理による注意件数が過去最高であるなど、独占禁止法違反行為に対して厳正・迅速に対処するという目標を達成しているこ

とから有効性であったと評価できる。

### (3) 効率性

#### ア 処理期間

規制改革の進展、経済活動のグローバル化等により、各事業分野における競争環境の変化が一層速いものとなっている昨今の状況において、実効性のある事件審査を行うためには、事件処理を効率的かつ迅速に行うことが重要である。

平成 20 年度における法的措置を採った事件の審査期間についてみると、審査開始から法的措置を行うまでの期間は最短のものが 5 か月、最長のものが約 24 か月であり、平均では約 11 か月となっている。平均審査期間については、平成 19 年度に比して、約 2 か月多くの時間を要している。これは、平成 20 年度には、価格カルテル事件（取引相手先数が多く、事件ごとの取引実態の違いが大きい。）や優越的地位の濫用（今後の取引関係を懸念して不利益を被った事業者から供述を得ることが困難であり、不利益を被った事業者の数が多い。）など、違反事実の解明に期間を要する事件を数多く取り上げているためと考えられる。

なお、事業者に対して法的措置を行うに当たっては、求められた場合には、事業者に対して講ずる処分内容や公正取引委員会が認定した違反事実及び認定事実を基礎付けるために必要な証拠についての説明を行うとともに、事前に意見の申述や証拠提供の機会を付与している。また、事業者から意見や証拠が提出された場合には、それらを検討した上で排除措置等を行うなど慎重な手続を採っている。したがって適正な法運用の観点から、事件処理には一定の期間が必要である。

不当廉売事案のうち、酒類、石油製品及び家庭用電気製品に係る事案の処理について、申告のあった事案に関して全数調査を実施し、その処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則 2 か月以内としているところ、酒類及び石油製品の 2 品目について、2 か月以内に処理した件数は 2 品目合計件数の過半数となっているが、家庭用電気製品については、2 か月以上の期間を要した事案がほとんどであった。しかしながら、平成 20 年度においては、家庭用電気製品に係るものを始めとして前年度に比して約 2 倍に当たる 9,668 件の不当廉売に係る申告が寄せられており、大量の申告を処理しつつ調査を実施し、迅速処理により前年度に比して 2 倍を超える 3,654 件の注意を行っていることから一定の効率性は認められる。

#### イ 課徴金減免制度の活用による効率的な事件処理

平成 18 年 1 月から施行されている課徴金減免制度は、カルテル・入札談合事件について、違反事業者自らが違反事実を認めて、申請を行うものであり、申請を足がかりとして公正取引委員会は事件の違反事実の立証を進めることが可能となることから、効率的な事件処理に資するものと考えられる。平成 20 年度における排除措置命令等を行った課徴金納付命令の対象となり得るカルテル・入札談合事件 11 件のうち 8 事件について、当該制度が適用されたことが明らかにされていることから、当該制

度の活用により、効率的にカルテル・入札談合事件が処理されたものと考えられる。

#### ウ 違反事件処理によって保護された消費者利益

平成 20 年度におけるすべての措置（カルテル・入札談合以外の違反行為に係る法的措置及び告発、警告を含む。）に要した費用<sup>(注)</sup>は約 41 億円であるところ、前記(2)ウのとおり、約 4,079 億円の消費者利益の保護を達成している点からも、事件処理の効率性が評価できる。

(注) 平成 20 年度における公正取引委員会予算のうち、審査業務に携わる職員（非常勤職員を含む）の  
人件費及び審査業務に係る経費。

### (4) 反映の方向性

#### ア 審査体制の強化等

平成 18 年 1 月から施行されている犯則調査権限や課徴金減免制度など公正取引委員会の調査能力の向上のための権限、制度を、事件審査において円滑かつ適切に活用することが重要である。また、独占禁止法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 51 号。以下「平成 21 年独占禁止法改正法」という。）により、新たに課徴金の適用対象として追加される違反行為についても適切に対応する必要があることから、今後も、事件審査に当たっては以下のような取組が必要である。

#### (7) 不当廉売に対する審査体制の強化

平成 20 年度においては、13,353 件（前年度比 45%増）の申告が寄せられている。このうち小売業に係る不当廉売に関するものを除いたものについては、3,685 件（前年度比 49.8%増。）、小売業に係る不当廉売に関する申告については、9,668 件（前年度比 97.9%増）となっている。

公正取引委員会に寄せられる申告のうち、特に小売業に係る不当廉売に関するものについては、前年度の約 2 倍の申告が寄せられるなど、特に国民のニーズが高いものとなっている。それら申告を適切に処理しつつ独占禁止法上問題のある行為については迅速かつ厳正に対処することが求められている。しかしながら、昨今の不当廉売に係る申告の急激な増加は、これまで進められてきた審査体制の強化のスピードを上回る勢いであり、増加する不当廉売の申告に対して引き続き迅速かつ厳正に対処するためには、より一層の審査体制の強化が必要である。

#### (イ) 事件処理担当部門の一層の体制強化

独占禁止法違反事件の審査に当たっては、迅速で効率的な事件処理の観点から、事件によって市場規模や行われている違反行為の違いといった事件の特徴に応じた人員の適切な配置に努めているところである。しかしながら、平成 20 年度においては、処理する事件の複雑化等に伴い平均処理期間が長期化しており、加えて平成 21 年独占禁止法改正法によって新たに課徴金の適用対象となる違反行為に係る

課徴金の算定等のための業務量が増加することから、今後とも、審査事件の迅速かつ厳正な処理を行うために審査体制の強化が必要である。

(ウ) 犯則調査権限の活用

犯則審査権限の導入以降、毎年度、刑事告発を行っているところ、平成20年度においても1件の刑事告発を行っている。今後とも、刑事告発をより一層積極的に行う方針であるが、そのためには、犯則調査権限を十分に活かすことができるよう、内部研修等の充実による犯則事件の審査能力の一層の向上のほか審査体制の強化が必要である。

イ リソースの有効活用等

規制改革の進展、経済活動のグローバル化等により、各事業分野における競争環境の変化が一層速いものとなっている昨今の状況において、これまで以上に事件処理を迅速に行うことが求められている。このため、引き続き、審査体制の強化を図るとともに、重点分野へのリソースの有効活用、職員の審査能力の向上を図っていく必要がある。

(5) 総合的評価

法的措置の件数、納付を命じ確定した課徴金額について事業者1社当たりの課徴金額が過去最高額であることなど、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標を達成している。

## 9. 政策評価委員会における指摘

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 特に小売業に係る不当廉売申告件数については、大幅な増加がみられることから、その理由が分かるように、申告の内容について記載できないか。	小西委員
○ 排除措置命令を行った事案の中には、審判手続になるものもあり、評価するとしても、その点を明確にする必要があるのではないか。 (意見を踏まえて修正を行った。)	東條委員
○ 不当廉売事案の注意件数が過去最高であるとして評価しているが、一方では、厳格な要件審査を経ない注意による事件処理の結果として、かえって事業者の自由な価格設定を委縮させるリスクもあるのではないか。	東條委員

○ カルテルについては、公正取引委員会が調査を行わなければ、何年も継続されるものであり、そうした将来的な影響も含めて消費者利益を推計するべきではないか。（意見を踏まえて修正を行った。）	田中委員
--	------

## 実績評価書

担当課 下請取引調査室

**1. 評価対象施策****ルールある競争社会の推進**

下請法違反行為に対する措置（平成20年度）

**【具体的内容】**

書面調査により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査、招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合等には、必要な措置（法的措置（下請法第7条に基づく勧告）又は警告）を講ずる。

**2. 施策目標（目標達成時期）**

下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して厳正かつ迅速（処理期間6か月以内を目途）に対処し、これらを排除することにより、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護する。（各年度）

**3. 評価の実施時期**

平成 21 年 4 月～ 6 月

**4. 評価の観点**

- (1) 事件処理は、下請取引の公正化・下請事業者の利益の保護に必要であったか（必要性）。
- (2) 事件処理は、下請取引の公正化・下請事業者の利益の保護に有効であったか（有効性）。
- (3) 事件処理は、効率的に行われたか（効率性）。

**5. 政策効果の把握の手法**

- (1) 勧告等を行った違反事件の内容
- (2) 違反事件の処理件数

### (3) 違反事件の処理期間 等

## 6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成 20 年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」（平成 21 年 5 月 27 日公表）等

## 7. 政策の実施状況及びその効果

### (1) 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての申告が期待できないことから、従来から、親事業者及びその下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

平成 20 年度における書面調査は、34,181 社（前年度比 12.9%増）の親事業者を対象に実施し、また、下請事業者 160,230 名（前年度比 4.7%減）を対象に下請事業者調査を実施している（表 1）。

表 1 書面調査の状況

（単位：社、名）

年 度	親事業者調査	下請事業者調査
18	29,502	162,521
内訳	製造委託等	118,974
	役務委託等	43,547
19	30,268	168,108
内訳	製造委託等	125,077
	役務委託等	43,031
20	34,181	160,230
内訳	製造委託等	117,745
	役務委託等	42,485

（注）「製造委託等」とは製造委託及び修理委託をいい、「役務委託等」とは情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

### (2) 違反事件の処理状況等

#### ア 新規着手及び処理状況

平成 20 年度の下請法違反事件について、勧告及び警告の措置を講じた件数（以下「措置件数」という。）は 2,964 件（前年度比 7.7%増）となっている（表 2）。

なお、違反行為によって下請事業者が受ける不利益が重大であると認められるような事件に厳正に対処した結果、平成 20 年度の勧告件数は 15 件となっている（表 2）。これは、平成 15 年の下請法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 87 号。以下「下請法改正法」という。）が施行された平成 16 年 4 月以降において、最も多い件数である。

表2 事件処理件数

(単位：件)

年度	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置件数		不問	計	
					勧告	警告			
18	2,983	100	1	3,084	11	2,927	121	3,059	
内訳	製造委託等	2,028	59	1	2,088	8	2,000	69	2,077
	役務委託等	955	41	0	996	3	927	52	982
19	2,964	145	1	3,110	13	2,740	307	3,060	
内訳	製造委託等	1,808	83	1	1,892	5	1,700	164	1,869
	役務委託等	1,156	62	0	1,218	8	1,040	143	1,191
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	273	3,237	
内訳	製造委託等	2,181	95	4	2,280	13	1,992	182	2,187
	役務委託等	987	57	0	1,044	2	957	91	1,050

(注) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務提供委託等の両委託取引において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為を主として行った委託取引に区分して、件数を計上している。

#### イ 違反行為類型別の内容

(7) 違反事件の内容を違反行為類型別にみると、発注書面の交付義務違反等の手続規定違反は 2,905 件となっており、このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（下請法第3条違反）が 2,608 件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（下請法第5条違反）が 297 件となっている（表3）。

(4) 親事業者の禁止行為の違反である実体規定違反は 1,374 件であり、これを違反類型別件数で見ると、多い順に、下請代金の支払遅延、手形期間が 120 日（繊維業の場合は 90 日）を超える長期手形等の割引困難なおそれのある手形の交付、下請代金の減額、買ったとき、購入等強制となっている（表3）。

表3 下請法違反行為類型別件数

(単位：件，%)

年度	項目	手続規定			実体規定												合計	
		3条違反	5条違反	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
18		2,603	487	3,090	13 (1.1)	701 (57.7)	134 (11.0)	2 (0.2)	28 (2.3)	62 (5.1)	43 (3.5)	170 (14.0)	5 (0.4)	57 (4.7)	0 (-)	1,215 (100)	4,305	
	内訳	製造委託等	1,789	274	2,063	9 (1.2)	333 (45.6)	92 (12.6)	2 (0.3)	18 (2.5)	42 (5.7)	42 (5.7)	152 (20.8)	4 (0.5)	37 (5.1)	0 (-)		731 (100)
	役務委託等	814	213	1,027	4 (0.8)	368 (76.0)	42 (8.7)	0 (-)	10 (2.1)	20 (4.1)	1 (0.2)	18 (3.7)	1 (0.2)	20 (4.1)	0 (-)	484 (100)		
19		2,453	553	3,006	23 (2.0)	701 (59.7)	112 (9.5)	9 (0.8)	39 (3.3)	41 (3.5)	29 (2.5)	147 (12.5)	26 (2.2)	48 (4.1)	0 (-)	1,175 (100)	4,181	
	内訳	製造委託等	1,533	287	1,820	15 (2.4)	284 (45.7)	49 (7.9)	9 (1.4)	26 (4.2)	26 (4.2)	28 (4.5)	132 (21.2)	23 (3.7)	30 (4.8)	0 (-)		622 (100)
	役務委託等	920	266	1,186	8 (1.4)	417 (75.4)	63 (11.4)	0 (-)	13 (2.4)	15 (2.7)	1 (0.2)	15 (2.7)	3 (0.5)	18 (3.3)	0 (-)	553 (100)		
20		2,608	297	2,905	6 (0.4)	866 (63.0)	97 (7.1)	6 (0.4)	68 (4.9)	50 (3.6)	15 (1.1)	221 (16.1)	19 (1.4)	26 (1.9)	0 (-)	1,374 (100)	4,279	
	内訳	製造委託等	1,762	165	1,927	5 (0.6)	434 (52.0)	65 (7.8)	6 (0.7)	50 (6.0)	29 (3.5)	14 (1.7)	206 (24.7)	13 (1.6)	13 (1.6)	0 (-)		835 (100)
	役務委託等	846	132	978	1 (0.2)	432 (80.1)	32 (5.9)	0 (-)	18 (3.3)	21 (3.9)	1 (0.2)	15 (2.8)	6 (1.1)	13 (2.4)	0 (-)	539 (100)		

(注) 1件の勧告又は警告において複数の行為類型を問題としている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と表1の「措置」「勧告」及び「警告」の合計件数とは一致しない。

( ) 内の数値は各実体規定違反の全体の件数に占める比率である。

ウ 下請代金の支払遅延利息の支払状況及び下請代金の減額分の返還

下請法上、下請代金の支払遅延をした場合、親事業者は、下請事業者に対し遅延利息を支払う義務が生じるところ、下請代金の支払遅延事件（警告を行ったもの）においては、下請事業者 1,456 名に対し、総額 2 億 3481 万円の遅延利息が親事業者 39 社から支払われた(表4)。これは、下請法改正法が施行された平成 16 年 4 月以降において、最も多い金額である。

また、下請代金の減額事件（勧告又は警告を行ったもの）においては、原状回復措置として、下請事業者 2,022 名に対し、総額 29 億 5133 万円の減額分が親事業者 50 社から返還された(表4)。これは、下請法改正法が施行された平成 16 年 4 月以降において、最も多い金額である。

表4 下請代金の支払遅延利息の支払状況及び下請代金の減額分の返還状況

(単位：社，名，万円)

年度	下請代金の支払遅延利息の支払状況			下請代金の減額分の返還状況		
	支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額	返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額
18	59	3,220	2,858	45	1,165	55,279
19	68	3,525	7,244	46	3,736	108,804
20	39	1,456	23,481	50	2,022	295,133

## 8. 評価

### (1) 必要性

下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護するためには、下請事業者に及ぼす経済的な不利益が大きい事案等を積極的に勧告・公表し、また、減額事件については減額分を返還させるなど、親事業者による下請事業者に対する不当な不利益を与える下請法違反行為に厳正に対処するための事件処理を行う必要がある。

### (2) 有効性

#### ア 違反事件の処理

従来から下請法違反事件に対する積極的な処理、普及・啓発に努めてきたところ、平成 20 年度の勧告件数は 15 件と前年度の 13 件から 2 件増加している。これは、下請法改正法が施行された平成 16 年 4 月以降最多の数である。

また、平成 20 年度には、下請代金の支払遅延事件（警告を行ったもの）においては、下請事業者 1,456 名に対し、総額 2 億 3481 万円の遅延利息が親事業者 39 社から支払われており、下請代金の減額事件（勧告又は警告を行ったもの）においては、下請事業者 2,022 名に対し、総額 29 億 5133 万円の減額分が親事業者 50 社から返還されている（支払年度総額、返還年度総額とも下請法改正法が施行された平成 16 年 4 月以降最多）。

さらに、平成 20 年度には購入強制事案について初めて勧告しているほか、製造委託である輸送用機械器具製造業、一般機械器具製造業、役務提供委託である道路貨物運送業など、幅広い分野における下請法違反事件に厳正に対処している。

下請法改正法により、勧告においては、下請取引の改善や再発防止を図るため、原状回復措置のほかに「その他必要な措置を採るべきこと」を求めることができることとなっている。平成 20 年度に勧告した減額事件 15 件については、「その他必要な措置を採るべきこと」として①違反行為を行わない旨の下請事業者に対する周知徹底、②発注担当者に対する研修など社内体制の整備のための必要な措置、③当該措置内容の自社の役員及び従業員への周知徹底等を求めたところ、勧告対象となったすべての親事業者は、この措置を採っている。

#### イ フォローアップ調査の結果

平成 17 年度に勧告を行った 2 件及び同 18 年度に勧告を行った 2 件の計 4 件について、勧告後の親事業者による下請法遵守状況についてフォローアップ調査を実施したところ、例えば、新単価の遡及適用による下請代金の減額が違反とされた親事業者からは、「単価交渉部門と単価管理

部門を分離した上で、コンピュータ・システムへの単価入力、単価管理部門の担当者のみとするなどした。その上で、新単価の引下時においては、前記両部門が相互にチェックし合うことなどにより、違反行為の再発防止を図っている。」との状況が確認されるなど、4社ともに、下請法遵守に向けた取組がみられた。

本フォローアップ調査においては、勧告を行った4社に対する調査に加え、4件の下請事業者のうち、下請代金が減額された事実が認められ、減額分の返還の対象となった下請事業者に対してもアンケート調査を実施しているところ、「単価について下請事業者の意見を聞いてくれるようになった」、「単価の見直しに柔軟に応じてくれるようになった」、「発注の書面化が徹底されるようになった」、「発注担当者が下請法の内容を理解するようになった」など、勧告を行った違反類型（下請代金の減額）以外にも、下請法遵守のための取組を当該親事業者が行っている状況が伺われた。

#### ウ 勧告事件の公表（社会的認知度の向上）

勧告の措置を講じた事件については、減額分を下請事業者に返還すること等、親事業者に行った勧告の内容を下請法改正法が施行された平成16年4月以降すべて公表しており、これが報道されることにより、下請法違反事件に対する社会的関心が高められていると考える。

平成18年度、19年度、20年度の3年間に行った勧告は、それぞれ11件、13件、15件の計39件であるが、これらのうち、10件、11件、15件の計36件が新聞報道されている。表5のとおり、このうち、平成18年度及び19年度に行った勧告に係る日刊新聞の報道量を計測したところ、それぞれ計1,159行及び計1,538行と勧告数に応じた程度の増加が認められた。次いで、平成20年度に行った勧告に係る日刊新聞の報道量を計測したところ、勧告についての報道量は計3,970行と急激に上昇していた。この理由としては、平成20年度においては、平成19年度以前においては認められなかった、下請代金の減額金額が3億円を超える多額の減額事案や知名度の高い企業に対する勧告が複数あったことが直接的な要因であると考えられる。また、現下の厳しい経済環境の中、下請事業者が、親事業者から不利益を受けている状況について、報道関係各社が数多く取り上げて報道していることも一因に挙げられるものと考えられる。

このように、公正取引委員会が積極的な法運用を行い、また、多数の勧告の措置を採った結果、勧告についての報道量が増加している。これは、下請法の内容が広く社会に認知される効果があり、下請法違反行為の未然防止に有効（注）であると考えられることから、その効果は積極的

に評価できる。加えて、下請取引においては、下請事業者からの自発的な申告が十分に期待できないという特性がある中、最近の申告件数の増加傾向（平成16年度72件、17年度65件、18年度100件、19年度145件、20年度152件）は、勧告を行った違反行為についての報道が増えていることが寄与しているものと考えられる。

（注）平成20年3月28日に公表した平成19年度下半期の政策評価「下請法違反行為に対する措置—役務委託等の下請取引分野における下請法の運用及び処理の影響について—」において、認知されることが未然防止に有効であると評価を行っている。

表5 日刊新聞の報道量

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
日刊新聞の報道量	1,159行	1,538行	3,970行
公表1件当たりの平均報道量	105行	118行	265行

（注）新聞の1段は約70行である。

#### エ 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、平成20年12月、「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」を公表し、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなど（注）の事由が認められる事案について、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとした。

平成20年度において、このような取扱いを行った事案は2件（いずれも下請代金の減額事件）であった。

このような取扱いを行う旨を公表したことにより、親事業者による下請法違反行為の取止めや下請事業者が受けた不利益の早期回復が促されるものと考えられる。また、親事業者による自らの下請法違反被疑行為の申出の増加により違反行為の捕捉に資するものと考えられる。

（注）「自発的な改善措置を採っているなど」とは、具体的には以下のとおりである。

- 1 当該違反行為を既に取りやめている。
- 2 当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置を既に講じている。
- 3 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。
- 4 当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している。

#### オ まとめ

勧告件数は、平成16年度4件、17年度10件、18年度11件、19年度13件、20年度15件と着実に増加し、下請法改正法が施行された平成16

年4月以降において最多となっている。また、下請代金の減額分の返還額は、年度総額で下請法改正法が施行された平成16年4月以降において最多の29億5133万円となっている。

また、公正取引委員会は、勧告事件について平成16年度以降すべて公表してきたところ、平成20年度は新聞報道量が大幅に増加しており、この効果として下請法の内容が広く社会に認知され、親事業者の下請法に関する遵守体制の整備による下請法違反行為の未然防止に寄与するとともに、下請事業者による親事業者の下請法違反被疑行為の申告の増加が期待される所、これは違反行為の捕捉に資するものと考えられる。

以上のことから、下請法違反事件処理は、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護するという目標に照らして有効であったと評価できる。

### (3) 効率性

#### ア(7) 勧告の処理日数

勧告については、下請法改正法が施行された平成16年4月以降において最多の15件と前年度勧告件数の13件から2件増加したにもかかわらず、平成20年度の下請法違反事件の措置の種類別の日数（事件関係人に対して調査を開始した日から措置日までの日数（休日を含む。）以下「処理日数」という。）は218日であり、前年度の293日に比べ75日もの大幅な減少がみられる。他方、事件処理に6か月超（181日以上）要した事案も10件みられる（表6）が、これら10件の事件処理に長期間を要した理由としては、1件で3親事業者に係る調査を行った事案や減額の返還対象となる下請事業者の数が多数である事案で事実認定に時間を要したこと、初の購入強制事件の処理で、勧告・公表に耐え得る証拠収集に時間を要したことが挙げられる。

処理日数の大幅な減少は、①下請事業者に不利益を与えている疑いのある大きな事案については、実地調査等により、その程度を早期に確認し、勧告相当と考えられる重要案件に人的資源を集中投入する等メリハリのあるリソースの配分に努めていること、②公正取引委員会における下請法調査部門（検査官等）の定員は、平成18年度は54名（全国。以下同じ。）、平成19年度は53名であったところ、平成20年度には64名と調査体制の強化のため人員の増員（11人）が図られたこと、③研修の実施やマニュアルの整備を通じ、調査部門の職員に、証拠を収集するためのノウハウが蓄積等していること、④中小企業庁長官からの措置請求事案について中小企業庁との連携強化による効率的な処理を行ったことが、処理日数減少の要因として挙げられるものと考えられる。

#### (イ) 警告の処理日数

警告については、前年度の2,740件から2,949件に209件増加したにもかかわらず、処理日数をみると、1か月以内（30日以内）の期間で処理した比率が約93.6%と、前年度の92.4%から若干の増加がみられる。他方、6か月を超えて（181日以上）処理した比率は1.4%であり、前年度と同じ比率となっている。

#### イ まとめ

下請法違反処理日数は、勧告、警告いずれも前年度以上の件数処理を行うとともに、警告についてはおおむね6か月以内に処理した（98.6%）。また、勧告については、下請法改正法が施行された平成16年4月以降最多の15件の処理を行ったところ、うち10件については、6か月以内に違反事件を処理するという目標は達成できなかったものの、全体では、勧告については、7.3か月で処理し、昨年度の9.8か月に比し2ヶ月半の処理期間が短縮された。

表6 勧告事件調査に要した日数 (単位：件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
3か月以内（1～90日）	0	0	3
6か月以内（91～180日）	3	2	2
9か月以内（181～270日）	2	2	6
1年以内（271～360日）	3	6	2
1年3か月以内（361～450日）	2	3	2
1年6か月以内（451～540日）	0	0	0
1年9か月以内（541～630日）	1	0	0

表7 勧告事件調査に要した平均日数 (単位：日，件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
勧告事件平均処理日数	304	293	218
勧告件数	11	13	15

#### (4) 反映の方向性

##### ア 厳正かつ迅速な事件処理

親事業者による下請法違反行為を規制するには、下請代金の減額等違反行為によって下請事業者が受ける不利益が重大であると認められる事案に対して積極的に勧告を行い、公表していくことが抑止力の強化という観点から必要であるが、勧告を行うことを視野に入れて調査を行う場合、勧告に耐え得る証拠の収集を行わなければならない。このためには、

調査部門の職員の調査能力の向上や調査手法の改善が不可欠であるところ、引き続き、担当職員に対する研修の内容を充実させる必要がある。

その他、違反事件の重要な端緒情報の収集強化等のための定期調査の効率化・合理化を図り、定期書面調査の調査票の各設問において禁止行為を明確に記載するなど、法の普及・啓発の観点から今後も見直しを実施していく必要がある。

#### イ 調査部門の体制の強化

調査体制の強化のため人員の増員により、処理期間が減少するとともに勧告件数が着実に増加しているところ、現下の経済環境もあって下請取引の公正化のニーズは以前と比して、増大の一途を辿っていることから、引き続き、調査体制の強化を進め、より多くの事案処理を迅速に進めていく必要がある。

#### (5) 総合的評価

勧告件数及び勧告・警告による下請代金の減額分の返還額は年度総額で下請法改正法が施行された平成16年4月以降最多となっており、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護するという目標を達成している。また、処理期間についても、一定の効率性が達成された。

## 9. 政策評価委員会における指摘

特になし

## 総合評価書

担当課 消費者取引課

## 1. 評価対象施策

ルールある競争社会の推進  
消費者取引の適正化の推進  
—景品表示法の周知—

## 【具体的内容】

景品表示法及び公正競争規約の内容に関して、一般消費者・事業者に対する説明会の開催（講師派遣含む。）、広報用DVDの作成・配布等を行う。

## 2. 施策等の目的

消費者セミナーの開催、講師派遣等を通じて、景品表示法及び公正競争規約（注）等の内容について一般消費者に説明することにより、消費者が適正な情報に基づいて商品選択ができる環境整備を図る。

また、講師派遣等を通じて、事業者に対し、景品表示法及び公正競争規約の内容について説明を行うことにより、景品表示法等違反の未然防止を図る。

（注）景品表示法第12条の規定により、公正取引委員会の認定を受けて、事業者又は事業者団体が表示又は景品類に関する事項について自主的に設定する業界のルール。平成21年3月末現在107件。

## 3. 評価の実施時期

平成21年4月～6月

## 4. 評価の目的（ねらい）及び観点

以下のような観点から、本施策に対する評価を行うことにより、本施策の課題を抽出するとともに、改善を図る。

- (1) 景品表示法の周知は、①消費者が適正な情報に基づいて商品選択できる環境整備を、②事業者の景品表示法等違反行為の未然防止を、それぞれ図るために必要か（必要性）。
  
- (2) 景品表示法の周知は、①消費者が適正な情報に基づいて商品選択できる環境整備を、②事業者の景品表示法等違反行為の未然防止を、それぞれ図るために有効か（有効性）。

- (3) 景品表示法の周知は、効率的に行われたか（効率性）。

## 5. 政策効果の把握の手法

消費者、事業者向け説明会の開催実績と説明会に参加した消費者を対象としたアンケート調査

## 6. 評価を行う過程において使用した資料等

説明会参加者に対するアンケート資料

## 7. 施策の実施状況

### (1) 消費者向け説明会

平成 20 年度においては、景品表示法等に対する一般消費者の理解を深め、消費者の適正な商品・サービス選択に資することを目的として、平成 20 年 9 月に名古屋市、同年 11 月に金沢市、平成 21 年 3 月に東京都において、それぞれ、一般消費者等を対象に、「私たちの暮らしと景品表示法」と題して、景品表示法等の内容を説明するセミナーを開催した（名古屋市においては約 40 名、金沢市においては約 20 名、東京都においては約 70 名が参加）。

また、従来から景品表示法の普及・啓発、同法違反行為の未然防止等のために、消費者団体、地方自治体等が主催する消費者向け講習会等に職員を講師として派遣しているところ、平成 20 年度においては、新たに、これまで講師派遣の機会がなかった全市町村に対して講師派遣の需要の有無について問い合わせを行った。この結果、平成 20 年度は、19 の市町が主催する消費者向けセミナーに講師派遣を行うなど、消費者団体、地方自治体等が主催する消費者向け講習会等に、計 48 回講師を派遣した（参加人数は合計約 2,300 名）。

表 1 消費者向け講習会等への講師派遣状況（過去 3 年間）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開催回数	25回	26回	48回
参加人数	約1,100名	約1,500名	約2,300名

### (2) 事業者等向け説明会

従来、景品表示法の普及・啓発、同法違反行為の未然防止等のために、事業者団体や広告関係の団体が主催する景品表示法に関する説明会等に講師を派遣している。

平成 20 年度は、事業者団体等が主催する説明会に計 89 回講師を派遣した（参加人数は合計約 5,300 名）。

また、委託事業により「公正競争規約に関する研修会」を計 12 回開催した（参加人数は合計約 1,200 名）。

(3) 広報用DVDの作成・配布

消費者への景品表示法等の内容についての理解の促進を図るため、一般消費者が見ても分かりやすい内容とした、景品表示法の広報用DVD「消費者の強～い味方 公正取引委員会と公正競争規約」を作成し、関係行政機関、地方自治体、主要消費者団体等に配布(計 195 本)したほか、前記(1)の説明会で上映している。

また、事業者、消費者に対して、広報用DVDの貸与を行っている。

## 8. 評価

(1) 必要性

近年、食品表示にとどまらず、消費者の関心の高い環境分野、通信販売分野、電気通信サービス分野等において、消費者の適正な商品選択をゆがめる不当表示事件が発生している。

このような不当表示事件を未然に防止し、消費者が適正な情報に基づいて商品選択できる環境整備を図るためには、商品やサービスの表示に関するルールを定めている景品表示法や公正競争規約の内容を一般消費者、事業者に対し幅広く、かつ分かりやすく周知する必要がある。

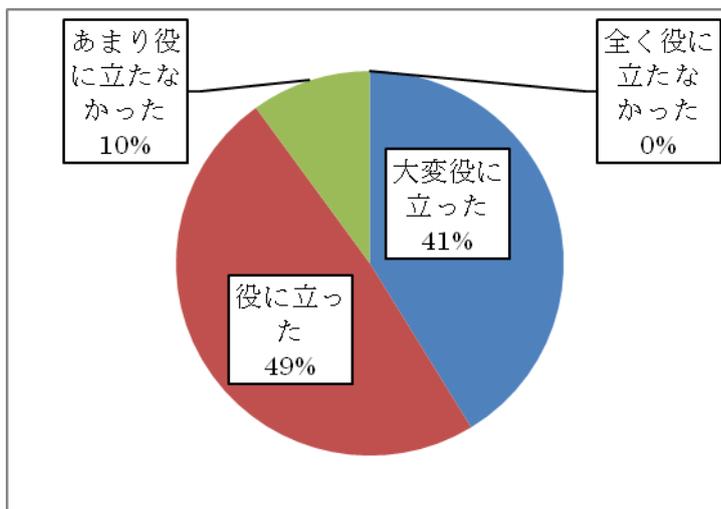
(2) 有効性

ア 消費者向け説明会等の開催による周知

公正取引委員会主催の消費者向けセミナー東京会場と市町が実施する消費者向けセミナー8会場において参加者に対してアンケート調査(有効回答数239名)を行った。

アンケートの結果をみると、説明会へ出席したことが役に立ったかどうかについては、「大変役に立った」、「役に立った」とする回答が90%、「あまり役に立たなかった」とする回答が10%、「全く役に立たなかった」とする回答はなかった(表2)。

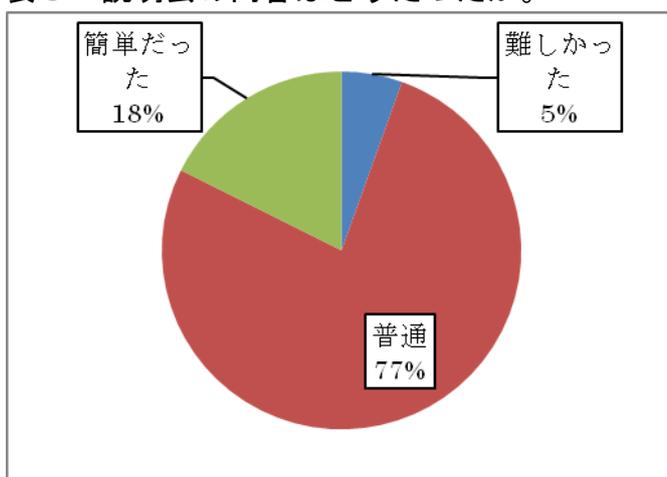
表2 説明会への出席は役に立ったか



また、説明会への内容については、「普通」とする回答が77%で一番多く、次に「簡単だった」とする回答が18%であり、「難しかった」とする回答は5%に過ぎず（表3）、消費者に普段馴染みがない法律に関する説明会にもかかわらず、説明内容は参加者に受け入れられたものと考えられる。

これは、法律の内容だけでなく、消費者に身近な商品における実際の上当表示事件を例に、図や写真入りの資料を使用して、上当表示の内容、表示の状況、表示の問題点など分かりやすく説明したことによるものと考えられる。

表3 説明会の内容はどうだったか。



以上のとおり、説明会に参加した消費者においては、消費者を誤認させる上当な表示を禁止している景品表示法等について理解が深まったと評価することができる。一般消費者の商品選択の際に商品のサービスの表

示に関するルールを定めている景品表示法等に係る知識が活用されることが期待される。一般消費者に対する景品表示法等の周知活動は、消費者が適正な情報に基づいて商品選択ができる環境整備を図るため、一定の有効性が認められる。

#### イ 事業者向け説明会への講師派遣等による周知

公正取引委員会では、平成20年度においては、事業者団体等が主催する説明会に計89回講師を派遣し、また、委託事業により「公正競争規約に関する研修会」を計12回開催することにより、景品表示法及び公正競争規約の周知徹底を図り、景品表示法等違反行為の未然防止に努めたところである。

また、景品表示法上の規制対象となる事業者向けだけではなく、放送事業者や新聞社等が会員となっている事業者団体等が主催する景品表示法の説明会に講師を派遣し、景品表示法の説明を行うことなどを通じて、広告媒体を有する業界団体等においても、消費者の適正な商品選択をゆがめる広告の排除に向けた取組が行われるよう促している。

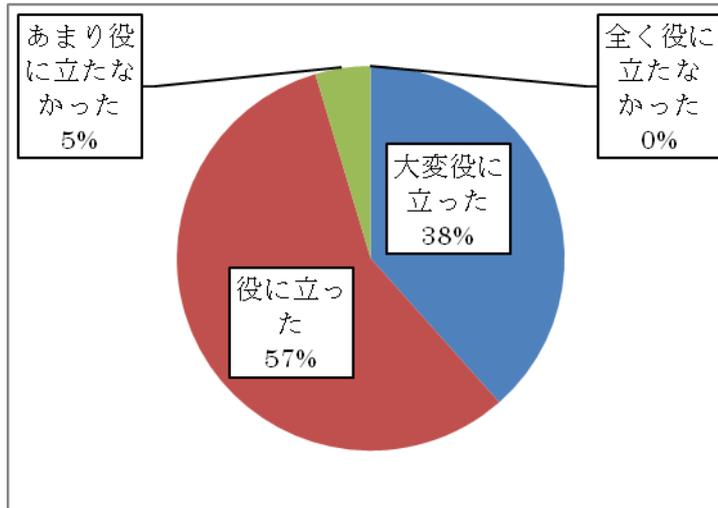
しかしながら、事業者向け説明会の場合、(財)公正取引協会会員、各公正取引協議会会員、(社)日本広告審査機構会員等を対象としたものであり、それ以外の事業者(その多くは、景品表示法に対する関心が乏しい中小企業だと思われる。)に対する周知活動は不足しているものと考えられる。

#### ウ 景品表示法の広報用DVDの活用による周知

公正取引委員会主催の消費者向けセミナー東京会場において、景品表示法の広報用DVDを放映し、その会場参加者に対してアンケート調査を実施した(有効回答数65件)。

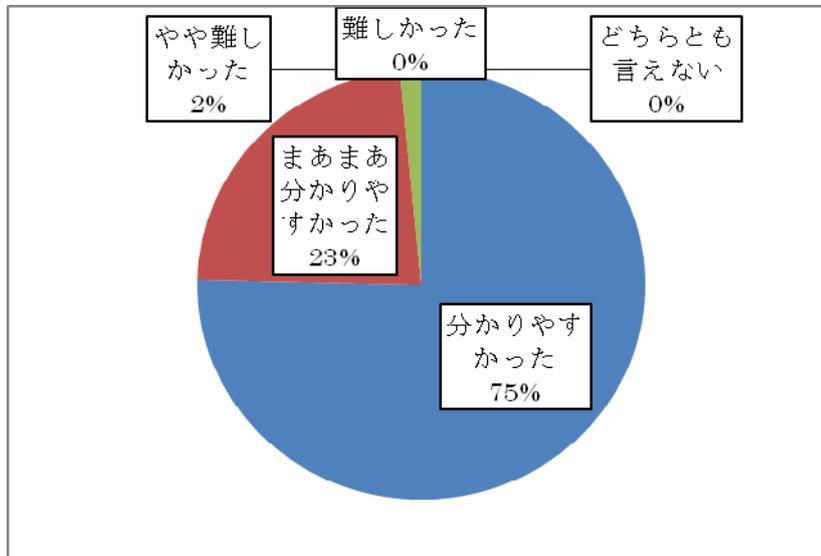
アンケートの結果をみると、広報用DVDを視聴して、役に立ったかどうかについては、「大変役に立った」、「役に立った」とする回答が95%、「あまり役に立たなかった」とする回答は5%に過ぎず、「全く役に立たなかった」とする回答はなかった(表4)。

表4 広報用DVDの視聴は役に立ったか。



また、DVDの内容については、「分かりやすかった」とする回答が75%で一番多く、次に「まあまあ分かりやすかった」とする回答が23%、「やや難しかった」とする回答は2%、「難しかった」という回答はなかった（表5）。

表5 広報用DVDの内容はどうだったか。



以上のとおり、広報用DVDを視聴した消費者に対するアンケート結果から景品表示法の内容について消費者に分かりやすく理解してもらう上で広報用DVDは有効であると考えられる。

### (3) 効率性

#### ア 消費者向け説明会等の開催による周知

公正取引委員会主催の消費者向けセミナーの開催案内については、公正取引委員会のホームページのほか、地方自治体、消費者団体、国民生活センター、地元新聞社等の協力により周知活動を図ったところである。

具体的には、地方自治体の場合には広報誌への掲載や開催案内を窓口に掲げ置くことにより、国民生活センターの場合にはメールマガジンにより、それぞれ周知を行った。

このように、様々なルートにより、参加者の募集を行ったことで効率的な募集が可能となったものと考えられる。

また、平成20年度においては、これまで講師派遣の機会がなかった市町村に対して講師派遣の需要の有無について問合せを行い、計19の市町が主催する消費者向けセミナーなどに講師派遣を行うことにより、従来と比較して消費者向けセミナーの派遣回数、参加人数ともに大幅に増加（平成18年度：25回1,100人、19年度：26回1,500人、20年度：48回2,300人）し、今までより多くの一般消費者に対し景品表示法及び公正競争規約の内容を周知するという意味では効率的に行うことができたものと考えられる。

#### イ 景品表示法の広報用DVDの活用による周知

景品表示法の広報用DVDについては、関係行政機関、地方自治体、主要な消費者団体等に配布することにより、これらの機関等の職員向け研修で活用されたという点で景品表示法及び公正競争規約の内容の周知を効率的に行うことができたものと考えられる。

また、事業者、消費者に対して、広報用DVDの貸与を行っており、景品表示法及び公正競争規約に関する情報を求める利用者に職員等を派遣することなく、直接情報提供することができたという点で景品表示法等の内容の周知を効率的に行うことができたものと考えられる。

### (4) 反映の方向性

前記のとおり、景品表示法等に関する説明会については、主に講師派遣を通じて積極的に取り組んでいるところであり、消費者向け説明会については、参加者からのアンケートから一定の有効性が認められるものと評価できる。

しかしながら、前記(2)イのとおり、事業者向け説明会の場合、景品表示法に元々関心がある事業者が参加者の中心となっているので、今後は、そうではない事業者、特に中小企業に対して、消費者から評価が高かった広報用DVDを中小企業の事業者団体に提供し、活用してもらうなどによ

て景品表示法の普及・啓発に努めていく必要がある。

なお、消費者庁の設立後、景品表示法は同庁に移管されることから、それまでの間、公正取引委員会において引き続き景品表示法の普及・啓発に努めていくこととなる。

(5) 総合的評価

公正取引委員会による景品表示法等に関する消費者セミナーの開催、自治体が主催する講習会への講師派遣等を通じた消費者に対する周知活動等は、消費者が適正な情報に基づいて商品選択ができる環境整備を図るなどのために有効であった。

## 9. 政策評価委員会における指摘

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 誰でも自由に活用できるように、広報用DVD等の成果物はパブリック・ドメインとすることを契約条件にすべきである。	田中委員
○ 今後は、DVDを配布するということではなく、ネットを活用しての広報を進めるべきである。	東條委員
○ 広報を行うに際しては、ターゲットを明確にして広報を行うことが大切である。そうした点では、中小企業への広報の必要性が高いことは理解できる。	田辺委員

## 実績評価書

担当課 景品表示監視室

## 1. 評価対象施策

## ルールある競争社会の推進

景品表示法違反行為に対する措置（平成20年度）

## 【具体的内容】

景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反事実が認められた場合等には、必要な措置（排除命令、警告又は注意をいう。）を講ずる。

## 2. 施策の目標（目標達成時期）

景品表示法に違反する不当景品、不当表示に対して厳正かつ迅速（半数以上の案件について、6か月を目途）に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護する。（各年度）

## 3. 評価の実施時期

平成21年4月～6月

## 4. 評価の観点

- (1) 事件処理は、消費者が適正な選択を行える意思決定環境の創出・確保の観点から必要であったか（必要性）。
- (2) 事件処理は、公正な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。
- (3) 事件処理は、効率的に行われたか（効率性）。

## 5. 政策効果の把握の手法

- (1) 排除命令等を行った違反事件の内容
- (2) 違反事件の処理件数
- (3) 違反事件の処理期間 等

## 6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成20年度における景品表示法の運用状況及び消費者取引の適正化への取組」(平成21年5月20日公表)等

## 7. 施策の実施状況及びその効果

違反事件の処理状況の推移は表1～表4のとおりである。

平成15年11月施行の改正景品表示法第4条第2項を適用して排除命令を行った事案は、平成20年度において15件であり、これまでの通算で63件となった。

(注) 公正取引委員会は、景品表示法第4条第2項に基づき、商品・サービスの内容(効果、性能)について著しく優良であると示す表示(第4条第1項第1号違反被疑行為)に該当するか否か判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合、事業者が当該資料を提出しない場合には、不当表示とみなされる。

表1 違反事件処理件数

(単位：件)

年度	新規発生件数			処理件数					
	うち 申告	うち 職権探知	うち その他	うち 排除命令	うち 警告	うち 注意	うち その他		
16	1,364	1,098	238	28	21	21	722	740	1,504
17	1,314	1,035	254	25	28	36	610	791	1,465
18	2,143	1,874	255	14	32	7	650	1,450	2,139
19	1,866	1,549	305	12	56	19	520	1,419	2,014
20	2,350	1,988	350	12	52	9	551	1,833	2,445

(注) 1 新規発生件数の「その他」は都道府県からの移送等を指す。

2 一つの事件について複数の処理が行われること等のため、新規発生件数と処理件数は一致しない。

表2 景品表示法違反行為類型別件数 (単位：件)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
事件処理件数	764 ( 17.4%)	674 ( ▲11.8%)	689 ( 2.2%)	595 ( ▲12.2%)	612 ( 2.9%)
排除命令	21 ( ▲22.2%)	28 ( 33.3%)	32 ( 14.3%)	56 ( 75.0%)	52 ( ▲7.1%)
警告	21 ( 250.0%)	36 ( 71.4%)	7 ( ▲80.6%)	19 ( 271.4%)	9 ( ▲52.6%)
注意	722 ( 16.8%)	610 ( ▲15.5%)	650 ( 6.6%)	520 ( ▲20.0%)	551 ( 6.0%)
うち表示	692 ( 27.2%)	596 ( ▲13.9%)	635 ( 6.5%)	557 ( ▲12.3%)	588 ( 5.6%)
排除命令	21 ( ▲22.2%)	28 ( 33.3%)	32 ( 14.3%)	56 ( 75.0%)	52 ( ▲7.1%)
警告	21 ( 250.0%)	36 ( 71.4%)	7 ( ▲80.6%)	19 ( 271.4%)	9 ( ▲52.6%)
注意	650 ( 27.2%)	532 ( 18.2%)	596 ( 12.0%)	482 ( ▲19.1%)	527 ( 9.3%)
うち景品	72 ( ▲32.7%)	78 ( 8.3%)	54 ( ▲30.7%)	38 ( ▲29.6%)	24 ( ▲36.9%)
排除命令	0 ( — )	0 ( — )	0 ( — )	0 ( — )	0 ( — )
警告	0 ( — )	0 ( — )	0 ( — )	0 ( — )	0 ( — )
注意	72 ( ▲32.7%)	78 ( 8.3%)	54 ( ▲30.7%)	38 ( ▲29.6%)	24 ( ▲36.9%)

(注) 1 事件処理を行ったもののうち、注意以上の措置を採ったものを対象としている。

2 ( ) 内は対前年度増加率(%)である。

表3 不当表示事件の内訳 (単位：件)

関係法条	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
4条1項1号(優良誤認)	306 ( 12.9%)	315 ( 2.9%)	320 ( 1.6%)	338 ( 5.6%)	330 ( ▲2.4%)
4条1項2号(有利誤認)	322 ( 35.9%)	241 ( ▲25.2%)	314 ( 30.3%)	174 ( ▲44.6%)	231 ( 32.8%)
4条1項3号	49 ( ▲12.5%)	69 ( 40.8%)	51 ( ▲26.1%)	64 ( 25.4%)	65 ( 1.6%)
おとり広告	19 ( ▲20.8%)	24 ( 26.3%)	22 ( ▲8.3%)	21 ( ▲4.5%)	25 ( 19.0%)
原産国表示	27 ( 3.8%)	24 ( ▲11.1%)	19 ( ▲20.8%)	27 ( 42.1%)	34 ( 25.9%)
不動産おとり	2 ( — )	0 ( ▲100.0%)	1 ( — )	2 ( 100.0%)	3 ( 50.0%)
消費者信用	0 ( — )	0 ( — )	0 ( — )	0 ( — )	0 ( — )
無果汁表示	1 ( ▲83.3%)	0 ( ▲100.0%)	2 ( — )	0 ( ▲100.0%)	0 ( — )
有料老人ホーム	0 ( — )	21 ( — )	7 ( ▲66.7%)	14 ( 100.0%)	3 ( ▲78.6%)

(注) 1 事件処理を行ったもののうち、注意以上の措置を採ったものを対象としている。

2 ( ) 内は対前年度増加率(%)である。

3 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表2の事件処理件数と一致しない。

表 4 景品事件の内訳

(単位: 件)

関係告示	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
懸賞景品告示	44(▲26.7%)	45( 2.3%)	33(▲26.7%)	26(▲21.2%)	21(▲19.2%)
総付景品告示	31(▲35.4%)	35( 12.9%)	25(▲28.6%)	12(▲52.0%)	3(▲75.0%)
業種別告示	2( 0.0%)	0(▲100.0%)	1( — )	1( 0.0%)	1( 0.0%)

(注) 1 ( ) 内は対前年度増加率(%)である。

2 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表2の事件処理件数と一致しない。

## 8. 評価

### (1) 必要性

消費者が適正な選択を行える意思決定環境を創出・確保する観点から、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示等に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠である。また、商品選択における国民のニーズの動向に対応した法運用を行うことが重要である。

平成20年度においては、食品分野に係る不当表示(ミネラルウォーターの内容、飲食店で提供する料理の原材料等)、電気通信分野に係る不当表示(IP電話の料金、携帯電話の料金※)、環境分野に係る不当表示(コピー用紙の古紙配合率)、百貨店事業者が販売する商品に係る不当表示(キャビアの内容及び原産国、衣料品のカシミア混用率、ワイシャツの形態安定加工)等国民生活に広く影響のある分野・事業者に係る不当表示に対して事件処理を行った。

#### 【排除命令】

- ・ デトックスによる痩身効果を標ぼうする商品に関する不当表示 (景品表示法第4条第2項適用) 2件
- ・ コピー用紙の古紙配合率に関する不当表示 8件
- ・ キャビアの品質及び原産国に関する不当表示 2件
- ・ 手帳の原産国に関する不当表示 1件
- ・ トイレ用芳香消臭剤の効果に関する不当表示 1件
- ・ ミネラルウォーターの内容に関する不当表示 1件
- ・ 不動産に関するおとり広告等 1件
- ・ IP電話の料金に関する不当表示 2件
- ・ 衣料品のカシミア混用率に関する不当表示 3件
- ・ 航空機の座席に関する不当表示 1件
- ・ 枕の原材料に関する不当表示 1件
- ・ オール電化住宅の電気料金に関する不当表示 1件
- ・ レモン果汁100%使用商品の原材料に関する不当表示 1件
- ・ コーヒーの原材料に関する不当表示 3件
- ・ 飲食店で提供する料理の原材料に関する不当表示 2件
- ・ 革製品の内容及び原産国に関する不当表示 5件

・ 食器類の材質及び塗料に関する不当表示	1 件
・ 口臭、体臭及び便臭を消す効果を標ぼうする商品に関する不当表示（景品表示法第 4 条第 2 項適用）	7 件
・ 住宅ローンの取次ぎに関する手数料に関する不当表示	2 件
・ ワイシャツの形態安定加工に関する不当表示	1 件
・ 携帯電話の電波の受信状態等が向上することを標ぼうする商品に関する不当表示（景品表示法第 4 条第 2 項適用）	4 件
・ いびき軽減等を標ぼうする商品に関する不当表示（景品表示法第 4 条第 2 項適用）	2 件

#### 【警告】

・ 園児用歯ブラシの抗菌加工に関する不当表示	1 件
・ 乗馬型運動器具の瘦身効果に関する不当表示	1 件
・ 名水使用を標ぼうするそうめん等に関する不当表示	4 件
・ 携帯電話役務の料金に関する不当表示	1 件
・ 仏壇の不当な二重価格表示	1 件
・ 住宅ローンの取次に関する手数料に関する不当表示	1 件

これらは

- ① 多様化している商品・サービスについての適切な表示への要望が高まっていること
  - ② 健康・安全志向の中で食品の表示に対する意識が高まっていること
  - ③ 知的財産としての地域ブランド保護への意識が高まっていること
  - ④ 原産国の表示に対する意識が高まっていること
- といった国民のニーズの動向を踏まえたものである。

## (2) 有効性

### ア 違反事件の処理

平成 20 年度の景品表示法の違反事件処理件数は、排除命令 52 件（前年度比 2.9%減）、警告 9 件（前年度比 7.1%減）及び注意 551 件（前年度比 6.0%増）の計 612 件（前年度比 2.9%増）であった。平成 20 年度においては景品表示法違反行為に対して厳正に法執行を行う観点から、法的措置である排除命令による事件処理を重点的に行った結果、排除命令は、表示事件としては、過去最高の件数であった前年度に引き続き高い水準となっている。

このように、法的措置である排除命令による事件処理を重点的に行い、また、幅広い分野の事案に取り組んでおり、景品表示法違反に対する厳正な対処という目標を達成していることから、その有効性が評価できる。

また、前記(1)のとおり、国民生活に深く関わる表示について、幅広い分野の

事案を取り上げており、これは、広く事業者に対して景品表示法への注意・関心を促すことにつながるもので、違反行為の未然防止という観点からも意味のあるものである。

#### イ 社会的認知度

平成 16 年度、17 年度、18 年度、19 年度及び 20 年度に行った排除命令は、それぞれ 21 件、28 件、32 件、56 件及び 52 件であるが、これらはすべて新聞報道されている。平成 20 年度に行った排除命令に係る日刊新聞の報道量を計測したところ、排除命令についての報道量は計 7,364 行であり、表示事件の排除命令数が過去最高であった平成 19 年度の 7,615 行と同等の報道量であった。

また、平成 20 年度においては申告件数が 1,988 件と平成 19 年度の 1,549 件に比べ大幅に増加している。一般的に排除命令に係る報道が日刊新聞紙等に取り上げられた直後に一般消費者等からの申告は増加するところ、排除命令等の増加に伴い、排除命令の報道に国民が接する機会が増えたため、申告件数は高い水準にあるものと考えられる。

表 5 日刊新聞の報道量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
日刊新聞の報道量	4,085 行	7,615 行	7,364 行
公表 1 件当たりの平均報道量	163 行	331 行	254 行

(注) 新聞の 1 段は約 70 行である。

公正取引委員会が国民のニーズの動向を踏まえた法運用を行い、また、法的措置である排除命令の措置を積極的に採った結果、各不当表示事件の内容が従来以上に報道されて広く社会に認知されることとなり、他方、申告件数が高い水準にあることは景品表示法違反事件に対する社会的な関心が高まっていることを表すものであり、このような社会的認知度の高まりには同種の違反行為の抑止効果も期待される(注)。

(注) 平成 21 年 3 月 31 日に公表した平成 20 年度下半期の政策評価「景品表示法違反行為に対する措置—景品表示法違反事件処理の一般消費者に対する影響—」を参照

#### (3) 効率性

平成 20 年度に排除命令を行った事件の処理に要した日数(事件処理開始日から排除命令までの期間で休日を含む。以下「事件処理日数」という。)の平均値は 186

日であり、前年度に比し 142 日減少している。

表 6 排除命令事件調査に要した平均日数

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
事件処理日数(日)	195( 6.6%)	222(13.8%)	245(10.4%)	328(33.9%)	186(▲43.3%)
景品表示法第4条2項適用案件以外の案件	197	184	203	216	148
景品表示法第4条2項適用案件	185	323	424	414	278
排除命令件数(件)	21	28	32	56	52

(注) ( ) 内は対前年度増加率(%)である。

また、年度ごとに、前記事件処理日数の分布をみると、次のとおりであり、平成20年度においては、全体的に事件処理日数が大幅に短縮されている。

表 7 排除命令事件処理日数の分布

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
3か月以内( 1~ 91日)	2	1	0	2	5
6か月以内( 92~182日)	7 ( 1 )	7	15	8	26 ( 2 )
9か月以内(183~274日)	8 ( 1 )	15 ( 1 )	8 ( 1 )	4	7 ( 2 )
1年 以内(275~365日)	3	2 ( 2 )	4	19 (12)	13 (11)
1年3か月以内(366~456日)	1	1	2 ( 2 )	16 (16)	1 ( 0 )
1年6か月以内(457~547日)	0	1 ( 1 )	3 ( 3 )	4 ( 4 )	0 ( 0 )
1年9か月以内(548~639日)	0	1 ( 1 )	0	3 ( 3 )	0 ( 0 )

(注) ( ) 内は、景品表示法第4条第2項適用案件の数で、内数である。

平成20年度においては、半数以上の案件について、6か月を目途に事件処理を行うという目標に対して、約6割の案件について6か月以内に処理しており、目標が達成されている。

また、景品表示法第4条第2項適用案件(15件)以外の案件については、8割超の案件(37件中31件)が6か月以内に処理されており、平均事件処理日数は、平均148日(平成19年度は216日)と大幅に減少している。景品表示法第4条第2項適用案件については、関係人が多数に上り、関係人から合理的な根拠を示す資料として提出される資料も大量であったことから、その他の案件と比べ処理に時間を要しているものの、すべての案件が1年以内に処理されており、事件処理日数は

平均 278 日（平成 19 年度は 414 日）と大幅に減少している。

これは、①限られたリソースの効率的活用の観点から事件処理のための効果的・効率的な人員の配置、②景品表示法第 4 条第 2 項を適用すべき事案を見極めることで効果的に適用したことによるものと考えられ、景品表示法違反事件処理が効率的に行われたものと評価できる。

#### (4) 反映の方向性（政策への反映）

平成 20 年度においては、表示事件の排除命令件数は引き続き高い水準にあり、幅広い分野の事案を取り上げるなど、積極的な法執行を行ったと評価し得るものであり、また、限られたリソースの効率的活用の観点から消費者のニーズを踏まえた法執行を行う必要があるところ、その内容をみても、食品分野、電気通信分野、環境分野、百貨店事業者に係る案件等において消費者、事業者に対してインパクトのある法執行が行われた。

今後も、限られた人員を効果的・効率的に配分し最大限の成果を挙げるため

① 国民生活に広く影響のあるサービス分野、食品に係る表示等、国民のニーズの動向を踏まえた重点的な法執行

② 景品表示法第 4 条第 2 項の効果的な適用を引き続き進めていく必要がある。

なお、消費者庁の設立後、景品表示法は同庁に移管されることから、それまでの間、公正取引委員会において引き続き景品表示法違反事件処理を行うこととなる。

#### (5) 総合的評価

不当表示に対しては、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠であり、公正取引委員会による景品表示法違反事件処理は、一般消費者の適正な選択を促進するために有効であったと評価できる。また、事件処理日数が大幅に減少しており、景品表示法違反事件処理は、効率的に行われたものと評価できる。

## 9. 政策評価委員会における指摘

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 違反事件処理については、処理しないという選択はなく、必要性について検討する必要はないのではないか。	柿崎委員
○ 違反事件処理の必要性については議論するまでもないことから、評価するに際しては、有効性、効率性からの観点を重視して評価すべきである。	田辺委員

## 総合評価書

担当課 国際課

## 1. 評価対象施策

## 競争環境の積極的な創造

## 国際協力の推進

—国際競争ネットワーク（ICN）第7回年次総会の主催を通じた国際協力—

## 【具体的内容】

国際競争ネットワーク（以下「ICN」という。）は、競争法の手続面及び実体面での国際的取れんの促進を目的とした組織であり、各国・地域の競争当局をメンバーとしている（注）。発足以来毎年開催されている年次総会は、ICNの活動の中で最も重要なものであり、各作業部会の1年間の成果の報告、それぞれのテーマでの講演及び議論、次期活動計画の承認等が行われている。

公正取引委員会は、第7回年次総会を主催し、平成20年4月14日（月）から16日（水）にかけて、京都市において開催した。

（注）ICNは、2001年10月に発足した競争法執行の手続面及び実体面での国際的取れんの促進を目的としたネットワークであり、各国・地域の競争当局をメンバーとし、国際機関、弁護士、エコノミスト等の非政府アドバイザー（Non-Governmental Advisor, (NGA)）も議論に参加している。2009年6月1日現在、ICNには、96か国・地域から、107当局が参加している。

## 2. 施策等の目的

ICNは競争法の手続面及び実体面での国際的取れんの促進のための組織であり、こうしたICNの活動を促進するために、公正取引委員会が第7回年次総会を主催する。

## 3. 評価の実施時期

平成21年4月～6月

## 4. 評価の目的（ねらい）及び観点

以下のような観点から、本施策に対する評価を行う。

- (1) 公正取引委員会がICNの活動を促進し、国際協力の推進を図ることは必要であったか（必要性）。

(2) 第7回年次総会は、I C Nの活動を促進し、国際協力の推進を図る上で有効であったか（有効性）。

(3) 第7回年次総会は、効率的に行われたか（効率性）。

## 5. 政策効果の把握の手法

第7回年次総会終了後に、各作業部会の全体会合及び分科会並びに総会全体について、総会参加者全員に対して行った無記名のアンケート調査（多肢選択式及び自由回答欄、参加者453名中、回答者103名）

## 6. 評価を行う過程において使用した資料等

第7回年次総会参加者に対するアンケート資料

## 7. 施策の実施状況

(1) I C Nの活動について

I C Nには、主要メンバーである18の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）が置かれている。公正取引委員会は、その発足時から運営委員会のメンバーであり、現在、公正取引委員会委員長がI C Nの唱導・実施担当の副議長となっている。

この運営委員会の下に、テーマごとに、①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③競争政策の実施作業部会、④単独行為作業部会、⑤競争唱導作業部会の5つの作業部会のほか、I C Nの組織及び運営等に関する作業部会等が設置されている。

第7回年次総会には、世界各国・地域の競争当局のトップレベル及びスタッフレベルの職員のほか、民間の弁護士等約70か国・地域から総計453名の参加があり、各作業部会等プログラム全体を通じて活発な議論が行われた。同年次総会においては、カルテル作業部会では制裁金、和解に関する報告書、企業結合作業部会では企業結合審査に関して推奨される方法、企業結合届出基準に関する報告書、競争政策実施作業部会では競争当局の有効性に関する報告書、単独行為作業部会では市場支配力の評価及び政府独占に関して推奨される方法並びに略奪的価格設定及び排他条件付取引に関する報告書がそれぞれ発表された。また、主催当局である公正取引委員会が企画・運営する特別プログラムとして、「優越的地位の濫用」に関する報告書が作成され、議論が行われた。

(2) 第7回年次総会の開催状況

これまでのI C N年次総会の開催状況は以下のとおり。

- 第1回年次総会（平成14年9月，於ナポリ，イタリア）
- 第2回年次総会（平成15年6月，於メリダ，メキシコ）
- 第3回年次総会（平成16年4月，於ソウル，韓国）
- 第4回年次総会（平成17年6月，於ボン，ドイツ）
- 第5回年次総会（平成18年5月，於ケープタウン，南アフリカ）
- 第6回年次総会（平成19年5月，於モスクワ，ロシア）
- 第7回年次総会（平成20年4月，於京都市，日本）
- 第8回年次総会（平成21年6月，於チューリッヒ，スイス）

### (3) 施策の概要

#### ア 第7回年次総会の主催・運営

第7回年次総会の計画委員会の電話会議をホスト国として主催し，各作業部会が遅滞なく総会に向けた手続を進めるための確認・調整を行った。同総会に係る各種事務作業については，それらを効率的に運営するために，国際会議の運営を専門とする業者に委託した。

また，同総会は，公正取引委員会が主催する国際会議としては極めて規模が大きいものであったことから，局内各部局及び地方事務所との横断的な支援体制を整備し，定期的な情報交換を行う組織として事務総局内に準備委員会を設置して準備を行った。

さらに，同総会のような大規模な国際会議の準備に当たっては，京都府，京都市，京都商工会議所といった地元自治体の支援・協力が不可欠であることから，これらの地元自治体へ働きかけ，全面的な支援を得た。

同総会に参加した海外当局の担当者は，各作業部会の全体会合及び分科会において，パネリスト等として積極的に議論に参加した。また，各作業部会の議題等は，それぞれの作業部会が，議長を務める海外当局の担当者を中心に，電話会議等を通じて議論をし，決定したものである。

#### イ 特別プログラムの企画・運営

第7回年次総会では，主催当局が企画・運営し，主催当局の関心事項について議論する特別プログラムも開催されている。同総会においては，公正取引委員会の主催で「優越的地位の濫用 (abuse of superior bargaining position)」に関する報告書を作成し，パネルディスカッションを開催した。

上記プログラムの準備に当たっては，事前に，ICNメンバー当局における同テーマに係る事実・法制等について必要な調査を行った。調査を実施するに当たっては，各国の法制度，事実等の必要な情報を得るため各当局に対して質問票を送付し，それに対する回答をとりまとめ，報告書を作成した。その際，15の競争当局から成るタスクフォースを設置

し、同タスクフォースのメンバーに対して質問票及び報告書の内容について意見照会を行う等、主催国としてのイニシアティブの下に参加当局の意見を同プログラムに反映するように努めた。また、同プログラムに係る各当局からの回答の理論的な分析を行うため、3名のNGAを含む有識者から成る検討委員会を設置して議論を行った。

#### ウ 各作業部会等への積極的参加

各作業部会等の議論に貢献すべく、公正取引委員会の幹部等が、全体会のパネリストや分科会のスピーカー等として積極的に参加した。

#### エ 成果物の活用状況

ICNでの議論を通じて作成された成果物は、実際に各国の業務においても参照されている。例えば、独占禁止法改正法においては、企業結合に係る届出制度の見直しが含まれているが、そこではICNの企業結合作業部会における議論を通じて取りまとめられた「届出基準に関する報告書」の内容を踏まえた売上高基準が用いられており、諸外国における届出基準額と比較し国際的にみて我が国に相応しい届出基準額を定めている。

## 8. 評価

### (1) 必要性

近年、企業活動のグローバル化の進展に伴い、国境を越えたカルテル事件や企業結合事案といった複数国の競争法に抵触する事案、一国による競争法の執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得る事案等が増加するなど、執行活動の国際化及び競争当局間の協力・連携の強化の必要性がますます高まっている。

このような状況の中、各国・地域の競争当局をメンバーとし、競争法の手続面及び実体面での国際的取組の促進を目的とするICNの活動を促進し、国際協力を図る必要がある。

### (2) 有効性

#### ア 第7回年次総会の内容と運営に対する参加者の評価

参加者へのアンケート調査結果によると、第7回年次総会の内容全体について、「素晴らしくよい」とする回答が50%、「大変よい」とする回答が37%、「よい」とする回答が10%であった（表1）。

さらに、自由回答欄に寄せられた意見として、内容全体について、「これまでに出席した競争政策をテーマとする会議の中で最もよい会議だった。関連する議題と意見の分かれる議題の組み合わせが適切であった」。

「ICN加盟当局が採用すべき最良の方法を検討する素晴らしい機会になった」などの意見があった。

また、同総会の運営全体について、「素晴らしくよい」とする回答が78%、「大変よい」とする回答が18%、「よい」とする回答が3%であった（表2）。

さらに、自由回答欄に寄せられた意見として、運営全体については、「運営に欠点がなく、素晴らしかった」、「総じて総会は非常によく行われた。運営も素晴らしかった」などの意見があった。

表1 第7回年次総会の内容全体

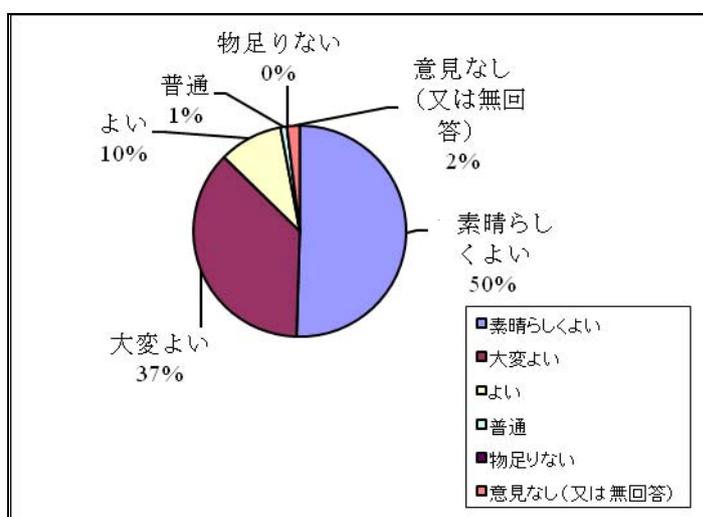
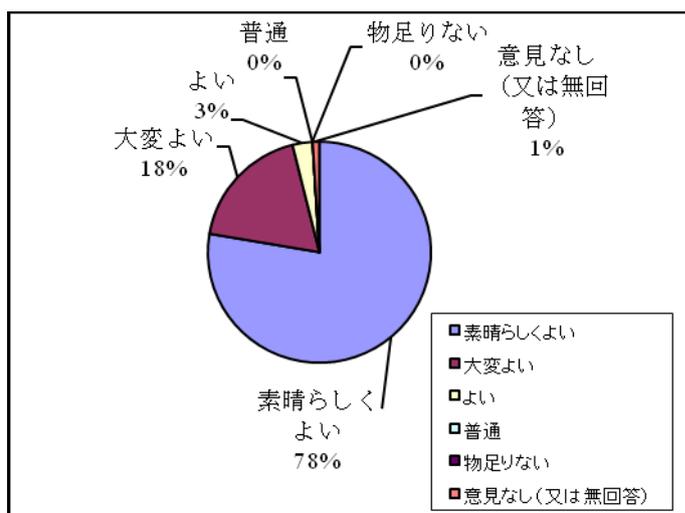


表2 第7回年次総会の運営全体

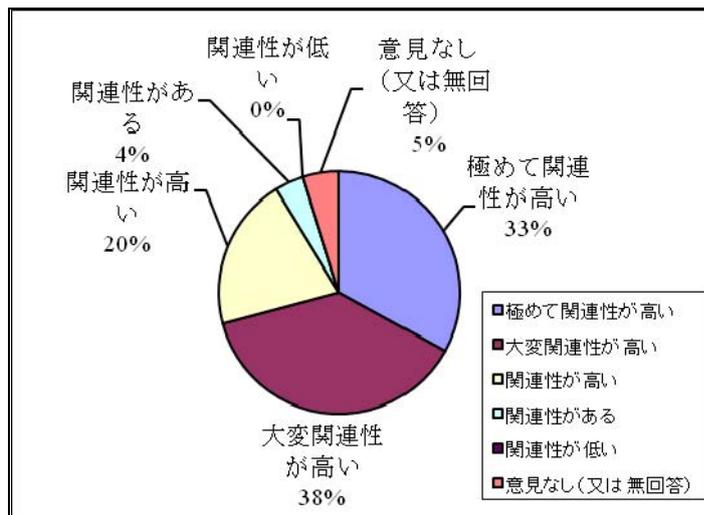


イ 各作業部会等の全体会合の内容と業務の関連性に対する参加者の評価

カルテル作業部会全体会合の内容と各競争当局の業務との関連性については、「極めて関連性が高い」とする回答が 33%、「大変関連性が高い」とする回答が 38%、「関連性が高い」とする回答が 20%であり、大半の参加者が業務との関連があると回答している（表 3）。また、自由回答欄に寄せられた意見には、「普段の業務に関係する内容であったため、特に関心があった」などの意見がみられた。

例えば、カルテル作業部会全体会合では、和解に関するパネルディスカッションが行われ、競争当局及び事業者双方にメリットがある制度設計、和解とリニエンシーの関係等が議論された。これまで9の当局が、和解制度を導入しており、その他多数の当局が導入を検討しているところであるため、当局の担当者にとって実務上関心の高い内容であった。

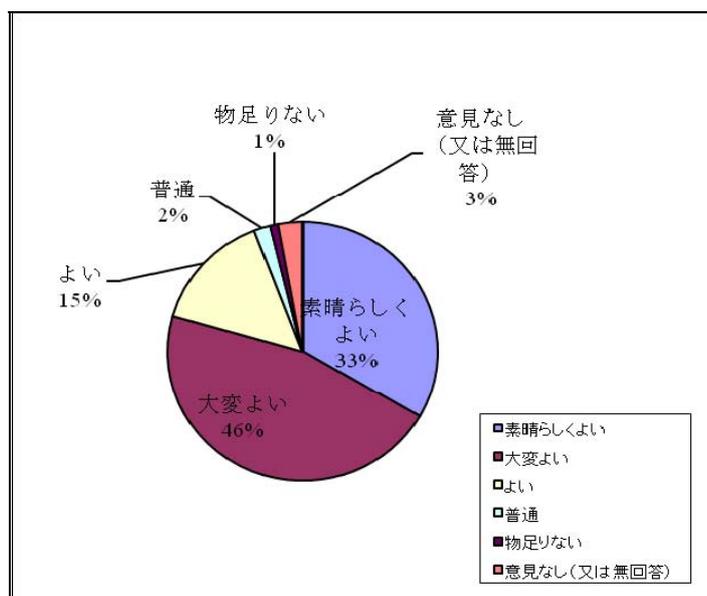
表 3 カルテル作業部会全体会合と各回答者の業務との関連性



ウ 各作業部会等の全体会合の資料等に関する参加者の評価

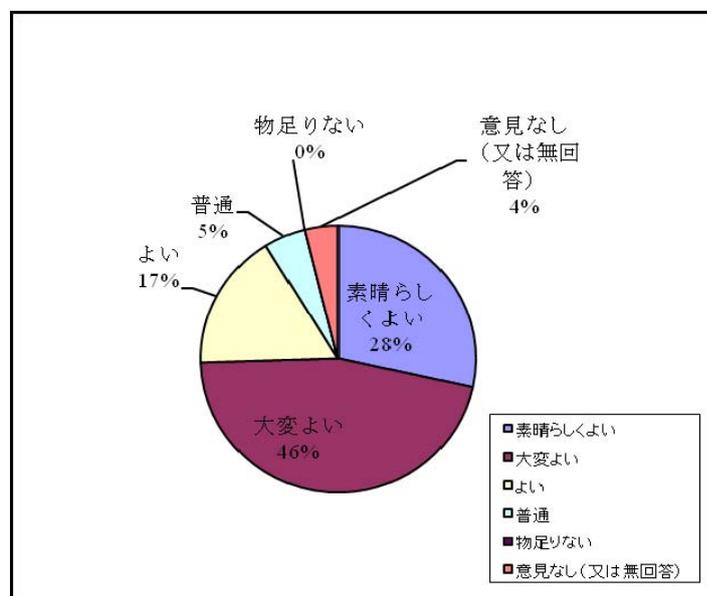
カルテル作業部会全体会合の資料については、「素晴らしくよい」とする回答が 33%、「大変よい」とする回答が 46%、「よい」とする回答が 15%であり、大半の参加者が好意的な意見を示している（表 4）。

表4 カルテル作業部会全体会合の資料



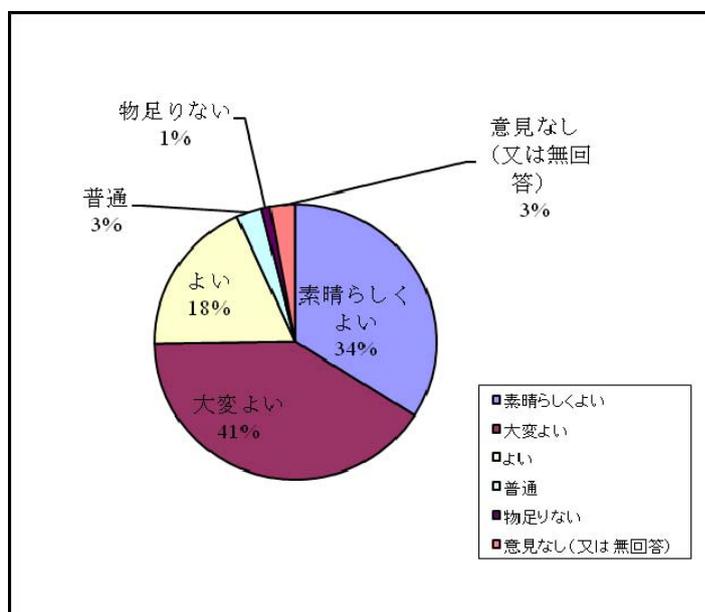
カルテル作業部会全体会合のプレゼンテーションについては、「素晴らしくよい」とする回答が28%、「大変よい」とする回答が46%、「よい」とする回答が17%であり、大半の参加者が好意的な意見を示している（表5）。

表5 カルテル作業部会全体会合のプレゼンテーション



さらに、カルテル作業部会全体会合のパネルディスカッションについては、「素晴らしくよい」とする回答が34%、「大変よい」とする回答が41%、「よい」とする回答が18%であり、大半の参加者が好意的な意見を示している（表6）。

表6 カルテル作業部会全体会合のパネルディスカッション



各作業部会等に対する参加者の評価は、おおむね同様なものとなっているため、カルテル作業部会全体会合の結果を踏まえて評価することとし、他の作業部会等の結果は省略する。

#### エ 第7回年次総会開催の影響

ICNの年次総会は、ICNの活動の中で最も重要な役割を担っているものであり、公正取引委員会が第7回年次総会を主催したことにより、公正取引委員会の国際的なプレゼンスが高まった。その結果、その後のICNの活動において、更なる質的・量的貢献を行ってきており、2009年の年次総会においては、各作業部会等にパネリスト等として参加する公正取引委員会職員は過去最大となり、ICNの活動への貢献度は高まっている。

#### オ まとめ

第7回年次総会参加者の同総会の内容全体及び運営全体に対する満足度は非常に高く、これは、同総会が参加者にとって非常に有意義なものであったことを示している。また、各作業部会の全体会合の内容と業務との関連性を問う項目についても、参加者のほとんどが、自らの業務に関連するものであったとしており、これは、同総会が参加当局の業務ニーズに沿う形で実施できたことを示している。さらに、各作業部会の全体会合の資料等に関する参加者の評価についても、資料、プレゼンテーション、パネルディスカッションいずれも非常に高い評価を得ている。

このように、同総会を主催することは、競争法の手続面及び実体面での

国際的取組の促進を目的とする I C N の活動を促進し、国際協力の推進を図る上で有効であったと評価できる。

また、これにより公正取引委員会の国際的プレゼンスは大きく向上したものと考えられる。

### (3) 効率性

第7回年次総会には、世界各国から約70の国・地域より、総計453名が参加したところ、参加者の宿泊施設の確保、会場への送迎バスの手配、参加者のビザ申請の手続処理、会場の設営、会合当日における会場警備、参加者の誘導等が必要とされた。これらの業務には、国際会議の運営に関する専門的な知識やノウハウが必要とされたところ、国際会議を専門とする業者にその運営を委託することで、効率的に行うことができた。

他方、必ずしも専門業者に委託する必要のないと考えられる、総会当日の会場内の誘導やマイクランナー等については、公正取引委員会の職員(約15名)を動員して行うことにより、運営費用が過大にならないよう工夫を行った。

このように、適切な役割分担を行いつつ、少人数で、かつ、効率的に年次総会を開催することができたと考えられる。

なお、国際会議を専門とする業者の選定に当たっては、当委員会において詳細な仕様を定めた上で企画競争入札を行うことにより、当委員会の想定する年次総会を十分に理解し、それを効率的に運営できる業者を選定することができた。

さらに、特別プログラムの企画・運営については、同プログラムを実り多いものとするために、質問票に対する回答の集計、前記検討委員会の運営及び報告書の作成を合わせて専門の業者に委託して行うことにより、同プログラムの効率的な企画・運営を行った。

### (4) 反映の方向性

第7回年次総会を主催したことにより、国際協力を推進させるとともに、公正取引委員会の国際的プレゼンスが向上したところである。しかしながら、同総会の主催のような大規模で効果も大きい取組は、毎年継続して行うことができるものではないため、今後は、従来から行ってきた通常取組の中で国際協力の推進を図る必要があるところ、同総会を経て当委員会への期待が高まっている状況を踏まえ、同総会で蓄積した経験を生かし、従来からの取組を質・量ともに充実させることが必要である。具体的には、競争政策に関する国際会議への積極的な貢献、二国間意見交換等を通じた海外競争当局との連携・協力関係の強化、東アジア等の開発途上国や移行経済国の国々のニーズに沿った効果的な技術支援を行っていくこととする。

また、前記アンケート調査の自由回答欄には、内容面について「将来の年次総会では、経験の浅い当局のニーズを満たす議題を扱うべきである」といった意見が、また、会議の運営面について「年次総会全体のスケジュールが窮屈であった」といった意見があった。今後、当委員会が類似の国際会議を主催する場合には、このような意見に留意したテーマの選定や会議運営を行う必要がある。

(5) 総合的評価

公正取引委員会が第7回年次総会を主催したことによって、競争法の国際的取れんを目指す国際的枠組みであるICNの活動に貢献し、国際協力の推進を図ることができたと評価できる。

**9. 政策評価委員会における指摘**

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 第7回年次総会が成功したということは分かるが、今後のことを考えた場合には、問題点や課題についても記載しておくことが有効である。(意見を踏まえて修正を行った。)	田辺委員
○ 国際会議を主催することによって得られた報告書や職員の実験の蓄積などの成果を、今後、どのように活用していくのか具体的に記載できないか。(意見を踏まえて修正を行った。)	小西委員
○ 国際協力の推進について評価するのであれば、総合評価で行うよりも、国際会議への参加人数など実績評価で評価することを考えてもよいのではないか。	田辺委員

## 総合評価書

担当課 経済取引局総務課

## 1. 評価対象施策

## 競争環境の積極的な創造

法令遵守意識の向上（成果重視事業）

－企業及び発注機関における法令遵守意識等の向上－

## 【具体的内容】

- (1) 独占禁止法に関する企業コンプライアンス体制及び意識の向上支援  
独占禁止法に関する企業コンプライアンス体制及び意識（以下「企業コンプライアンス体制等」という。）の実態を把握するためのアンケート等を実施し、その取りまとめ結果や課題を公表・周知する。
- (2) 入札談合の防止に係る発注機関への独占禁止法等の周知  
国等の発注機関と「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催するとともに、発注機関が実施する調達担当者向けの講習会への講師の派遣及び公正取引委員会主催の発注機関向け講習会を実施し、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法（以下「独占禁止法等」という。）を周知する。

## 2. 施策等の目的

- (1) 独占禁止法に関する企業コンプライアンス体制等の向上支援  
経済取引における公正かつ自由な競争を一層促進させるために、企業コンプライアンス体制等の更なる向上を目指す。
- (2) 入札談合の防止に係る発注機関への独占禁止法等の周知  
独占禁止法等の内容を発注機関に周知することにより、入札談合等の独占禁止法等の違反行為を未然に防止する。

## 3. 評価の実施時期

平成 21 年 4 月～ 6 月

## 4. 評価の目的（ねらい）及び観点

- (1) 独占禁止法に関する企業コンプライアンス体制等の向上支援  
ア 本事業は、公正かつ自由な競争を一層促進させるために必要か（必要

性)。

イ 本事業は、企業における独占禁止法に関するコンプライアンス体制等の向上に役立ったか（有効性）。

(2) 入札談合の防止に係る発注機関への独占禁止法等の周知

ア 本事業は、入札談合等関与行為の存在が認められる事件が続発している状況で必要か（必要性）。

イ 本事業は、発注機関における法令遵守意識の向上に役立ったか（有効性）。

ウ 本事業は、効率的に行われたか（効率性）。

## 5. 政策効果の把握の手法

(1) 独占禁止法に関する企業コンプライアンス体制等の向上支援

本事業は、平成 18 年度を初年度として3か年にわたって実施してきたものであることを踏まえ、平成 18 年度と平成 20 年度の東証一部上場企業を対象とした独占禁止法に関する企業コンプライアンス体制等についてのアンケート調査（以下、それぞれ「平成 18 年調査」と「平成 20 年調査」という。）結果の比較等を行い評価する。

(2) 入札談合の防止に係る発注機関への独占禁止法等の周知

発注機関の調達担当者等を対象とした講習会の参加者に対する理解度等のアンケート調査（対象：86 回分，回答者数 3,810 名）

## 6. 評価を行う過程において使用した資料等

(1) 独占禁止法に関する企業コンプライアンス体制等の向上支援

ア 「企業におけるコンプライアンス体制について－独占禁止法を中心とした整備状況と課題－」（平成 18 年 5 月公表）

イ 「建設業におけるコンプライアンスの整備状況－独占禁止法を中心として－」（平成 19 年 5 月公表）

ウ 「外資系企業等におけるコンプライアンスの整備状況及び弁護士の立場からみた企業コンプライアンスに関する調査－独占禁止法を中心として－」（平成 20 年 5 月公表）

エ 「企業におけるコンプライアンス体制の整備状況に関する調査－独占禁止法改正法施行（平成 18 年 1 月）以降の状況－」（平成 21 年 3 月公表）

(2) 入札談合の防止に係る発注機関への独占禁止法等の周知

発注機関の調達担当者等を対象とした講習会の参加者に対する理解度

## 7. 施策の実施状況

### (1) 独占禁止法に関する企業コンプライアンス体制等の向上支援

公正取引委員会は、企業コンプライアンス体制等の向上を促していくとの観点から、平成18年1月、東証一部上場企業約1,700社に対してアンケート調査を実施（回答数は1,214社、回答率は71.6%）し、平成18年5月、「企業におけるコンプライアンス体制について―独占禁止法を中心とした整備状況と課題―」を取りまとめ、今後の課題とともに公表した。

その後、平成18年1月に施行された改正独占禁止法により導入された課徴金減免制度等の運用開始から約3年が経過し、平成18年調査時から企業のコンプライアンス体制等にも変化が生じているものと考えられたこと等から、平成20年10月に再び東証一部上場企業約1,700社に対してアンケート調査を実施（回答数は1,041社、回答率は59.9%）し、平成21年3月に、「企業におけるコンプライアンス体制の整備状況に関する調査―独占禁止法改正法施行（平成18年1月）以降の状況―」を公表している。

これらの調査結果については、調査対象となった東証一部上場企業に報告書を送付して情報提供しているほか、企業法務を担当する弁護士が多く所属する競争法フォーラムで講演を行い（注1）、独占禁止政策協力委員会議、地方有識者との懇談会、商工会議所等との懇談会の場での概要紹介等を行っている（注2）。また、下表のとおり、複数のマスコミで取り上げられている。

なお、3か年の本事業期間中、平成18年調査と平成20年調査以外では、平成19年5月に建設業におけるコンプライアンス体制等の整備状況を調査・公表し、平成20年5月には、我が国で事業を行っている外資系企業に対してコンプライアンス体制等の整備状況を調査・公表している。

表 1 本事業に関する過去の報道状況

	報告書	報道日	媒体	見出し等
1	18年調査	平成18年5月24日	時事通信社	23%が「自首制度」の利用検討＝改正独禁法で企業調査—公取委
2	18年調査	平成18年5月25日	毎日新聞	独禁法違反、わが社であれば…「自主申告」は23% 1部企業にアンケート
3	18年調査	平成18年5月25日	読売新聞	公取アンケ 不正を自主申告「課徴金減免制度」「利用考える」企業23%
4	18年調査	平成18年5月25日	東奥日報	6割が社内監査なし
5	建設コンプラ	平成19年5月16日	時事通信	独禁法社内監査、実施は12%
6	建設コンプラ	平成19年5月17日	建設通信新聞	建設業1700社調査 改革に公取委が厳しい評価/法令遵守「危機意識が不十分」
7	建設コンプラ	平成19年5月17日	建設産業新聞	業界・企業一体化で向上策を/コンプライアンス整備状況/公正取引委員会
8	建設コンプラ	平成19年5月18日	建設工業新聞	公取委、建設業のコンプライアンス調査/全般的に危機意識低い/大手と中小で温度差も
9	建設コンプラ	平成19年5月21日	ビジネスサテライト	独禁法社内調査/建設業の実施率12%/体制不備、中小で顕著
10	建設コンプラ	平成19年5月31日	建設工業新聞	公取委がアンケート調査/建設業の法令遵守/取り組み不十分
11	外資コンプラ	平成20年7月25日	日経産業新聞	外資系、法令遵守体制遅れ
12	20年調査	平成21年4月14日	日刊工業新聞	独占禁止法違反に危機感7割超/法令遵守への意識が一段と浸透
13	20年調査	平成21年4月20日	朝日新聞	企業の法令遵守体制/「自首」促す規定14%

(注) 1 平成20年11月12日 テーマ『独占禁止法コンプライアンス』として実施

(注) 2 独占禁止政策協力委員会議、地方有識者との懇談会、商工会議所等との懇談会の場合、本事業の調査結果の概要を含む資料を配布し、説明を行っている。なお、これらの実施回数は以下のとおりである。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
独占禁止政策協力委員会議	12回	14回	11回
地方有識者との懇談会	9回	8回	8回
商工会議所等との懇談会	46回	68回	87回

(注) 3 表中「報告書」欄の「18年調査」とは「企業におけるコンプライアンス体制について—独占禁止法を中心とした整備状況と課題—」（平成18年5月公表）を、「建設コンプラ」とは「設業におけるコンプライアンスの整備状況—独占禁止法を中心として—」（平成19年5月公表）を、「外資コンプラ」とは「外資系企業等におけるコンプライアンスの整備状況及び弁護士立場からみた企業コンプライアンスに関する調査—独占禁止法を中心として—」（平成20年5月公表）を、「20年調査」とは「企業におけるコンプライアンス体制の整備状況に関する調査—独占禁止法改正法施行（平成18年1月）以降の状況—」（平成21年3月公表）を、それぞれ表している。

## (2) 入札談合の防止に係る発注機関への独占禁止法等の周知

公正取引委員会は、連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、国の本省庁及び地方支分部局等の会計課長等がメンバーとなる連絡担当官会議を開催しており、平成20年度においては、全国9ヶ所で合計11回開催した。

また、公正取引委員会は、発注機関の主催する独占禁止法等の講習会に講師を派遣したほか、公正取引委員会が主催する講習会も実施している。これにより全国で合計103回の講習会が実施された。

なお、公正取引委員会は、発注機関の調達担当者等に対して、独占禁止法等の理解を深めてもらうためにテキスト「入札談合の防止に向けて—独

「独占禁止法の執行と発注者側の取組一」を作成し、各講習会で説明・配布しているほか、ホームページ上にも掲示し、調達担当者のほか一般にも公表している。

表2 連絡担当官会議の開催及び講師派遣等の状況（平成20年度）

公正取引委員会の担当部署	連絡担当官会議	講習会	
		発注機関主催	公取委主催
本局	2回	16回	11回
北海道事務所	1回	9回	5回
東北事務所	1回	15回	—
中部事務所	1回	8回	—
近畿中国四国事務所	1回	10回	—
近畿中国四国事務所中国支所	1回	6回	—
近畿中国四国事務所四国支所	1回	10回	—
九州事務所	2回	12回	—
内閣府沖縄公正取引室	1回	1回	—
合計	11回	合計 103回	

(注)本局が担当した公取委主催の講習会には、本局管内以外の地域において開催した回数を含む。

## 8. 評価

### (1) 独占禁止法に関する企業コンプライアンス体制等の向上支援

#### ア 必要性

経済取引における公正かつ自由な競争を一層促進させるためには、独占禁止法の厳正な執行とともに、企業におけるコンプライアンス体制等の向上による違反の未然防止が重要であるところ、近年も依然として独占禁止法違反事件が発生していることから、本事業は必要であると評価できる。

#### イ 有効性

平成20年調査において、平成18年調査で今後の課題として指摘された事項の検証を行ったところ(注1)、一部、今後の課題として指摘されたところは残るものの、すべての項目で改善が認められた。

この理由としては、公正取引委員会による独占禁止法の厳正な執行や平成17年度の独占禁止法改正で導入された課徴金減免制度等を踏まえて企業側が危機意識を高めてきたことのほか、平成18年以降、本事業により企業コンプライアンス体制等の実態や課題を把握して報告書を公表し、特に調査対象とした東証一部上場企業等に報告書を提供してきたこと、競争法フォーラムと協力関係を築いてきたこと(注2)、独占禁止政策協力委員会、地方有識者との懇談会、商工会議所等との懇談会の場で調査

結果の紹介や法令遵守の啓発活動を行ってきたこと及び複数のマスコミで調査内容の報道がなされたことが有効に機能してきたものと考えられる。

表3 調査結果の比較（抜粋）

	①独占禁止法等遵守の規定を制定している。	②経営トップがコンプライアンスの重視を呼びかけている。	③独占禁止法違反に対する危機意識をもっている。	④課徴金減免制度を利用することを考えている。
18年調査	81%	71%	51%	23%
20年調査	86%	74%	72%	43%

（注1）平成18年調査における指摘事項

- ① コンプライアンス体制が整備されても、ヘルプライン等の実際の利用状況が伴っていないこと。
- ② 経営トップの意識・行動の改革、社員の意識向上・内部統制の充実の両面から経営トップ自ら取り組んでいくべきこと。
- ③ 独占禁止法違反に対する危機意識は約半数の企業が持っているものの、研修や監査は不十分であること。
- ④ 約4分の1社に留まっている課徴金減免制度を利用したいという企業の増加が望まれること。

（注2）競争法フォーラムとは、前記講演のほか、外資系企業に対するコンプライアンス体制の整備状況を調査した際や、平成20年調査の際に、企業に送付するアンケート調査票の質問事項に関する意見を聴取したりといった協力関係を築いてきている。

## (2) 入札談合の防止に係る発注機関への独占禁止法等の周知

### ア 必要性

入札談合を防止するためには、発注機関の職員が独占禁止法と入札談合等関与行為防止法を理解する必要がある。

特に、職員自身の関与については、平成15年1月に入札談合等関与行為防止法が施行されて以降、これまでに公正取引委員会が改善措置要求を行った事例が5件に上るなど、官製談合の摘発が後を絶たない状況にあることから、職員自身が入札談合に関与することがないよう発注機関における法令知識を向上させるための事業に高い必要性があるといえる。

### イ 有効性

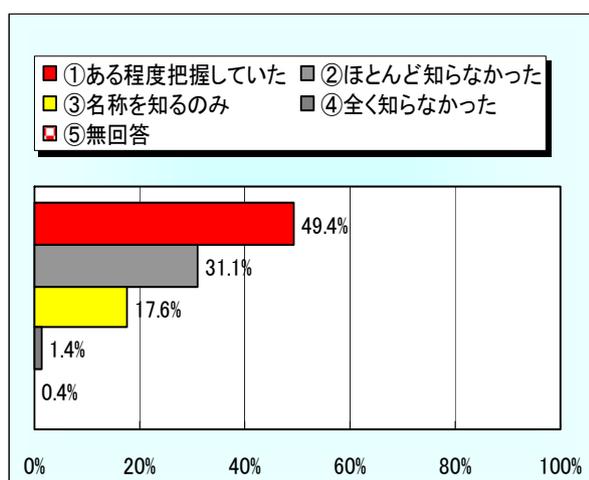
公正取引委員会では、平成20年度においても、公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議のほか、発注機関が主催する講習会に講師を派遣したり、独自に講習会を実施すること等により独占禁止法等の周知徹底を図ってきた。

特に、発注機関実施の講習会への講師派遣の件数は、平成18年度が75回、平成19年度が76回、平成20年度は87回と大幅に増加している上、平成20年度には、これまで一部の地域で行ってきた公正取引委員会主催の講習会を全国に拡大し、合計16回実施している。

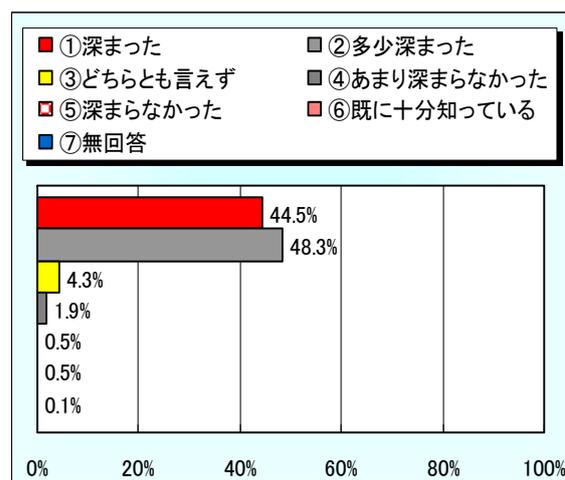
講習会では、講義終了後に参加者に対してアンケート調査を行っており、この集計結果をみてみると、講習会前に独占禁止法等について「ある程度は、内容を把握していた」と回答していた者は半数以下(49.4パーセント)であったところ、研修の結果、92.8パーセントの参加者が独占禁止法等についての理解が「深まった」、「多少深まった」と回答している。また、講習会の内容が今後の業務に役立つかについては、91.5パーセントの参加者が「役立つと思う」、「多少役立つと思う」と回答している。

このことは、これらの講習会が独占禁止法等の内容に関する知識を有していない者が大半である集団に対して実施され、適切な理解と今後の業務に効果的であったと評価でき、本事業が発注機関職員における独占禁止法等法の知識の向上に関して、有効なものであったと評価できる。

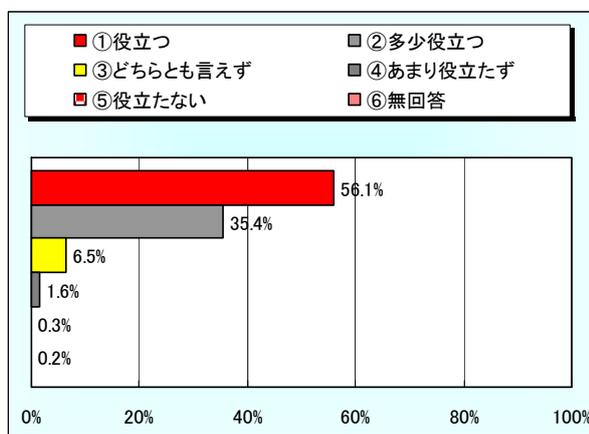
【問】 独占禁止法等についての知識は、講習会の出席前はどの程度ありましたか。



【問】 講習会への出席により独占禁止法等についての理解が深まりましたか。



【問】 講習会の内容は、今後の業務で役に立つと思いますか。



## ウ 効率性

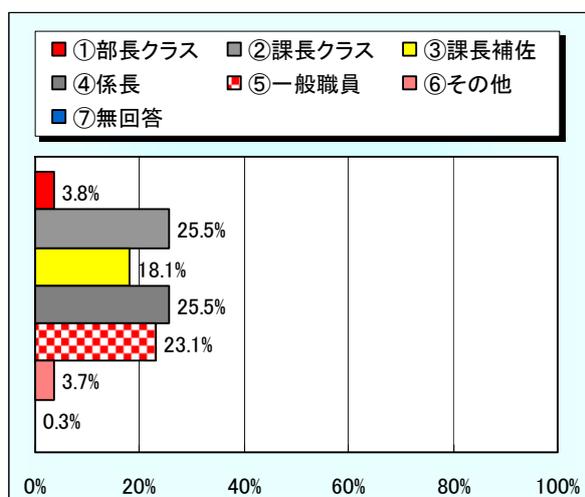
### (7) 発注機関への独占禁止法等の周知

公正取引委員会主催の講習会のうち本局が実施したものは、各県等に置かれている公共工事契約制度運用連絡協議会で入札談合に関する講習会が行われていない県に対して講習会の協力を働きかけ、当該県の協力によって当該県及び管内の市等の発注担当者等の参加を得て開催した。これにより、講習会未実施の自治体に対して集中的に講習会を実施できたことは、講習の必要性の高い者を対象に効率的に講習会を開催できたものと評価できる。

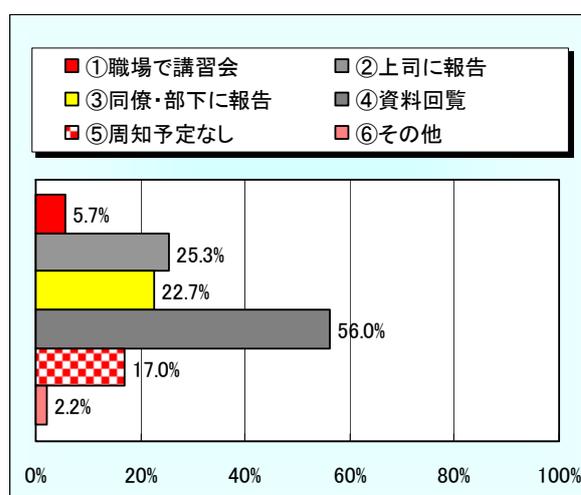
次に、講習会後のアンケート結果によれば、講習会の参加者は実際の実務を担う「課長クラス」、「課長補佐クラス」、「係長クラス」が69.1%を占めており、さらに、参加者に「講習会の後、職場において、講習会の内容の周知等を行う予定はあるか(複数回答可)」と尋ねたところ、「周知予定なし」と回答した者は17.0%に過ぎず、その他の者からは「職場で講習会」、「上司に報告」、「同僚・部下に報告」、「資料回覧」によって周知を行うと回答を得たことから、参加者のほとんどは研修後、自らの職場においてその内容の周知を行ったものと評価できる。

このように、実際の実務を担うクラスの者に対して重点的に講習会を行うことができ、職場での周知も行われたことは、本事業が効率的に行われたと評価できる。

【問】 貴職のご役職をお聞かせください。



【問】 今回の講習会后、職場において、講習会の内容(独占禁止法・入札談合等関与行為防止法)の周知等を行う予定はありますか(複数回答可)。



### (1) ホームページからのテキストのダウンロード数

公正取引委員会ホームページに掲載された講習会のテキスト「入札

談合の防止に向けて」をダウンロードして活用することにより、調達担当者等の独占禁止法等に対する理解が深まることが期待される。テキストのダウンロード数は平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月末の 1 年間で約 13,495 件となっており、また、1 か月あたりの平均ダウンロード数も昨年度の 1,072 件よりも多い 1,125 件となるなど、多くの調達担当者等がテキストをより効率的に入手・活用しているといえることができる。

### (3) 反映の方向性

#### ア 独占禁止法に関する企業コンプライアンス体制等の向上支援

平成 18 年調査以降、東証一部上場企業においては、独占禁止法に関するコンプライアンス体制等が全体として大きく向上しているものと考えられる。コンプライアンスの取組については、体制の整備がなされた後は、当該体制が効果的に運営されることや、体制をより具体的で実態に即したものに整えていくことが課題になると思われる。

今後については、企業における運用実態の調査等を調査・把握し、公表・周知するなどして企業全体のコンプライアンス体制等の向上を支援していくことなどが重要と考えられる。

#### イ 入札談合の防止に係る発注機関への独占禁止法等の周知

発注機関への独占禁止法等の周知については、講習会の際に実施したアンケートにおいて、参加者の大部分が独占禁止法等についての理解が深まった旨回答する等、講習会に出席した参加者においては、事業が有効に機能しているものと考えられるが、未だ講習会を実施したことのない発注機関も存在する。今後は、そのような発注機関に対しての講習会を実施し、調達担当者等に対して、独占禁止法等の内容の更なる周知徹底に努めることとする。

### (4) 総合的評価

本事業は、平成 18 年度を初年度として 3 か年にわたって実施してきたものであるが、独占禁止法に関する企業コンプライアンス体制等の向上支援、入札談合の防止に係る発注機関への独占禁止法等の周知共に一定の成果をあげることができたと評価できる。

## 9. 政策評価委員会における指摘

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 表2については、本局が担当した公取委主催の講習会が本局管内以外でも開催されたことが分かるように注を付けるなどして説明するべきである。(意見を踏まえて修正を行った。)</p>	<p>小西委員</p>
---	-------------